

幕府勘定所勝手方記録の体系

——幕府財政史料の類型論序説(その二)——

大野 瑞 男

はじめに

財政史料の基本類型

- 1 勘定帳(地方勘定帳を中心に)……以上前号
 - 2 勘定帳(御金蔵勘定帳を中心に)
 - 3 勤方帳
 - 4 年貢米金皆済目録
 - 5 納払明細帳……以上本号
 - 6 御成箇郷帳……以下次号
 - 7 年貢割付
 - 8 取箇帳
 - 9 村鑑大概帳
 - 10 その他
- 勘定所および代官所・預所財政史料の体系
おわりに

財政史料の基本類型

2 勘定帳(御金蔵勘定帳を中心に)

前項では地方勘定帳を中心に勘定帳の性格と作成過程について述べたが、本項では御金蔵勘定帳を中心に解説し、前

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

項で触れえなかつた地方勘定帳の様式を、その後知りえた史料をもとに述べてみたい。利用史料は『地方凡例録』『牧民金鑑』等の刊本のほか、三井文庫所蔵「御勘定所定出役諸帳面寸法其外心得留」⁽¹⁾(以下「御勘定所定出役心得留」と略す)および山梨県立図書館所蔵甲州文庫中の「勤要集」⁽²⁾である。いずれも写本ではあるが、本稿に密接した関連記事が多い。最初に、前項で地方勘定帳の現存もしくは公刊されたものを掲げたが、そのほかに徳川林政史研究所所蔵の「濃州御蔵入亥年(万治二年)御勘定目録」⁽³⁾と、岐阜県大垣市立図書館所蔵「大垣藩御預所安永四未年御勘定目録」⁽⁴⁾、それに岐阜県立図書館所蔵飛騨郡代高山陣屋文書の中に、「明治元年飛騨国御勘定目録」三冊、「明治二年飛騨国御勘定目録」二冊、「明治三年御勘定目録」一冊、「明治四年御勘定目録」一冊、および明治二十四年の「出納御勘定目録」三冊があり、また同館所蔵明治岐阜県庁事務文書の中に、明治三年の「美濃国・伊勢国出納御勘定目録」四冊があることを追加しておく。⁽⁵⁾ただし、飛騨郡代所の各勘定帳は高山県から弁官・民部省・大蔵省に提出した控であり、奥書奥印は一切ない。既述したように、御金蔵勘定帳は代官所が御金蔵より請取った金銀を元に立て、その払方を列記し、証文合わせを済ませたのち、勘定合わせの手続を経ずに勘定奉行以下組頭までの奥印にて代官へ下付される収支決算簿である。地方勘定帳が年貢米金およびこれに付加する小物成・運上冥加・口米金その他の雑租の出納・皆済後決算する帳簿で、老中連名の奥印をなすに對し、御金蔵勘定帳は、のちに掲げた「史料2」「竹垣大和守文久元酉年御金蔵御材木蔵御勘定目録」を参照しても理解しうるように、御金蔵より受取った金銀を元に立て、諸渡方を列記し、拝借返納等はすべて御金蔵納めとして出納・決算する帳簿であり、預所の地方勘定とともに老中奥印がない点も代官所地方勘定帳と異なる。

さて、地方勘定帳を含めた勘定帳の仕上げ方について、『御勘定所定出役心得留』の「御勘定仕上心得」の項をもとに説明を加えたい。⁽⁶⁾

まず代官役所において勘定帳下帳を作成する。上西ノ内灰打紙を用い、繕り苧本綴にする。この下帳に添えるべきもの

として金銀納札帳（金銀だけでなく米・大豆・菜種・稗等の納札も写したもの）と前年増減差引書付がある。どちらも岩城紙帳面・かすがい綴（糸綴、いわゆる仮綴のことであろう）にし、差出代官名の下に印判を据える「印物」である。

納札上帳の上書は寸法竪九寸・横六寸に、

御代官所

常陸国去巳年御年貢金納札上帳

右は私御代官所常陸国去巳御年貢諸運上小物成金納札写書面通御座候以上

午何月

（代官、以下同）
何之誰印

御勘定所

と記す。

前年増減差引書付は、定例に添えるものと、最寄替・上知・私領渡・高入などで高反別に前年と差違がある場合には別帳として添えるものがある。前年増減差引書付は、

去々巳年地方御勘定目録之内入狂ひ増減書付

と記し、高や小物成・運上以下の増減額とその理由を「是者」書きで記し、最後に、

右者私御代官所常陸国村々去々巳年地方御勘定目録之内去ル辰年ニ増減有之候分書面之通御座候以上

未四月

何之誰印

御勘定所

と書き、定例のものは帳面方勘定掛り、高入狂いのものは惣勘定掛りへ廻るものである。

代官は勘定帳下帳と金銀納札帳、前年増減差引書付を西ノ内四ツ手（たもと疊紙のことか）に入れ、次のように上書して直接

幕府勘定所勝手方記録の体系（大野）

に下勘定所帳面方組頭へ提出する。

御代官所

寛政九巳年

常陸国地方御勘定目録
御金蔵

何冊

外

常陸国去巳年御年貢金納札上帳

老冊

去巳年地方御勘定目録之内入及び増減書付

老冊

何之誰

さて、帳面方掛りにおいて、勘定帳下帳と前年のものと照合（突き合わせという）・算入などを済ませると、証文合わせに呼び出される。代官役所においては、下帳提出以前に取調べておいた当証文（当年限証文）・置証文（年季証文）に色紙を付けて地方元払・御金蔵元払・預所元払などに仕訳け番付をしたものを、照合を済ませた役所控勘定帳下と、さらに参考のために前年勘定帳役所控と一緒に持参する。このさい置証文は上りにならないので、岩城紙に丸写しにした「置御証文写」を作成して帳面方に持参するのである。ただし、御金蔵組置御証文写・御預所組置御証文写は地方と別帳にする。

帳面方では掛り勘定が当証文と勘定帳下帳と照合し、置証文は写帳を勘定が持ち、代官手代と証文の読み合わせを行なって、証文合わせを済ませる。ついで手代は調方掛りへ出向き、調御印帳（留帳）と照合を済ませ、起印方掛りにおいて合起御印帳へ当証文と其年季限置証文（いずれも上りになる証文）を照合して合起御印帳を消去する。なおその年によつては、調御印帳と合起御印帳との証文合わせは順序が逆になることもある。以上が終ると、地方元払・預所・御金

蔵とも奉行所そのほか御判所の名前を懸紙にして提出したものを、掛り勘定が直した通り下帳へ書き入れ、その箇所を勘定が読み合わせる。右がすべて終了したところで当証文・其年年季限置証文は残らず上証文になるのである。

右の上証文は、代官所・預所・御金蔵に分けて西ノ内袋に入れるが、地方御勘定組証文については、元組証文と払組証文に分けて縊り、御金蔵は分けずに一緒に縊って入れ、袋の上書にはそれぞれ元組・払組・免除・不用上各証文の通数と置証文巻冊と記し、裏に差図の勘定の姓名を記す。これをさらに西ノ内大袋に入れ表書には、

御代官所

当分御預所

寛政七卯年

常陸国^{地方}御勘定組御証文入

辰何月幾日

何之誰仕上

裏書には

何之誰^(勘定姓名)

差図何之誰

何之誰

何之誰手代^(代官)

何之誰

と記す。

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

前述の金銀納札帳のうち金銀だけの納札帳は勘定所より御金蔵へ照合に廻り、済むと返される。

証文合わせが済むと納札上帳の米・金・銀・大豆・菜種・稗等の納札を記載の通り年貢・諸運上・小物成・高掛物等の訳を一口限り是書に美濃紙に記すが、これも印物である。

ついで内札合わせにかかるが、勘定一人が勘定帳と納札帳を、他の一人が納札本紙を、手代が算盤を持って米金銀の員数を置き、寄計を読み上げると、札帳を持った勘定がそのメの箇所と照合し、内札合わせが終了する。そこで勘定帳の清書に取り掛るのである。

納札は勘定帳の通り同名前の分を下繕りにし西ノ内紙で上覆をし、員数と納札枚数を記し、勘定帳書順に従って肩に番付をし、上薄程村老枚袋に上書し枚数を記し、裏書には証文入と同じく差図の勘定姓名、仕上の手代姓名を記す。

次に勘定組頭の札合わせすなわち本札合わせが行なわれるが、勘定所より剪紙をもって通知があると、手代は納札本紙・納札上帳とも持参・提出する。御下掛り勘定の一人は納札と勘定帳、一人は上帳、一人は算盤を持ち、米金銀員数、月日名印等を照合した上、納札上帳は御下掛りが受取り、本紙を返す。この時上帳・納札入袋に月付・手代姓名等を記入する。そして帳面方入口に控えていると、中之間へ帳面方組頭が出席、御下掛り勘定兩人が立ち合い、手代は納札箱の際まで出て納札を勘定に差出すと、組頭は納札上帳・勘定帳を、勘定一人は納札本紙を、一人は算盤を持ち、読み合わせ照合する。米金銀員数を照合した箇所を札帳・勘定帳とも判を押し、照合が済むと、組頭が納札本紙を一枚ずつ改め、納札袋に入れ、折目を糊張りして封印をし、納札箱に入れて勘定所へ上げ切りになる。

右のように本内合わせが終了すると、勘定帳本紙の提出が申し渡されるので、かねて証文合わせ・内札合わせ終了後清書にかかっていた勘定帳を読み合わせ、算入などを済ませ、勘定帳本紙を提出する。提出すると即日勘定所で読み合わせが行なわれるのである。

ところで勘定帳本紙は厚程村紙を袋綴にし、小口紙張りにして、地方は後に表紙とも白紙を七枚、御金蔵・預所は同じく五枚を入れて綴じる。寸法は長壹尺四分・横七寸六分・出来上り綴目七分とし、美濃紙で覆をかけ西ノ内袋に入れる。その袋上書は次のようにし、手代が帳面方御下掛り勘定へ提出する。

御代官所

寛政九巳年

常陸国^{地方}御勘定目録 何冊
御金蔵

何之誰

さて、勘定帳本紙が提出されると、地方惣勘定が、下勘定所ついで御殿において行なわれる。これには代官が呼び出され、最後は老中方が出席し、勘定奉行・吟味役・組頭が侍座して、代官が帳面奥の惣寄を読み上げ、勘定方が算盤をとって元払差引を行ない、勘定奉行・吟味役・組頭連名にて代官宛の奥書をし、その奥に老中・勝手掛若年寄が奥印し、勝手方老中の綴目印調印にて代官へ渡るものである。

いま参考のため、『御勘定所定出役心得留』の勘定帳始終式の手続きの大概を左に引用して説明にかえておこう。

右御勘定帳始終式相^(添)添候迄之手続荒増左之通

一 御勘定目録下帳差出候事

一 御証文合并内札合相済候事

一 札合之事、出席^{帳面方懸御勘定組頭}参人
帳面方御勘定式人

是は札合相済候得は納札は御勘定所江上切ニ相成候事

一 御勘定目録本紙差出候事

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

一御金藏御勘定目録御証印相濟渡る

是は御勘定奉行・同吟味役・同組頭衆連印也

但、手代呼出ニ而下掛江渡る

一地方御勘定帳御加印相濟渡る

是は御老中方不殘御連印、若年寄方へ御勝手方懸り計御連印、余は前書同断御連印なり

但、是は御代官直呼出しにて帳面方組頭衆を被相渡候事

一地方惣勘定ニ付、下御勘定所ニ而御勘定帳内突合も有之支

是は御代官直呼出し申来候間、地方御勘定帳并前書ニ記置候可入可引之書付相添、御代官持参之事

但、御代官留主歟或は病氣差合之節も元ノ手代持参之事

一地方惣勘定於御殿御目付衆立会内突合有之候事

是は御代官直呼出申来候間、地方御勘定帳并前書可入可引之書付とも持参、御代官直罷出候事

但、御代官支配所廻村留主歟又は病氣等ニ而難罷出時は、右御勘定帳并可入可引之書付其外ノ御代官難罷出

訳之書付相添、御勘定所ノ申来候刻限前元ノ手代持参、御殿江罷出懸り御勘定方へ其段申上、右御勘定帳并

外書付とも差出候事

一地方惣勘定於御殿御老中方御聞被成候事

是は前書同様御代官直呼出申来候間、則地方御勘定目録并可入可引之書付持参、代官自分罷出候事

但、御代官廻村留主歟或は病氣差合等ニ而難罷出時は、右御勘定目録并可入可引之書付其外何ノ之訳を以御

代官難罷出段別紙書付相認、御勘定所ノ申来呼出刻限以前元ノ手代持参、御殿ニ罷出懸り御勘定方へ申上、

右御勘定帳并外書付とも差出候事

附、御代官支配所廻村先々帰府有之候而も、帰府之御目見無之面々ハ出席ニ不及、前書之通書付相添呼出
刻限前元々手代差出可申事

右之通ニ而テケ年惣勘定仕上式相濟候事、以上

右の記事のうち、「可入可引」というのは、勘定帳の右寄の箇所を書き抜き、さらに美濃紙半截に次のように認めたものである。

金三千四百三拾八両永式百式拾五文式分九毛

式可入 金六百式兩三分永百式文五分

三米八千三百七拾五石五斗壹升九合五夕五才

四可入 米四百六拾七石七斗式升壹合

五稗七拾六石壹斗六升式合

六菜種拾壹石六斗式升八合

右のうち、五・六は正納であるが、壹の金額は本途・見取・諸運上・小物成金納総額であり、式の可入は石代金納額である。従って壹・式合計が金納総額となる。三は御囲糶・御下穀を含んだ米納で四の石代金納部分の米額をも含んだ額である。従って米納総額は三から四を引いた額（御囲糶・御下穀を含む）である。（三から四を引くので書式例の「可入」は「可引」の誤か）。これを代官が持参して読み上げるのであり、『地方凡例録』が、惣寄の処へ入れ置いて読むただ四五行のことと記しているものがこれである。

勘定帳を作帳することは、近世初期から行なわれたと推定されるが、先にあげた万治二年（一六五九）の「濃州御蔵入

御勘定目録」の書式をみて、〔史料1〕に掲げた「近江信楽代官所文政二卯年御勘定目録」のように整備された様式とはなっていないことが理解されよう。

宝曆九年（一七五九）四月四日の申渡書付によると、当年より代官所の分は十月に御加印（老中奥印）が済む内、預所の分とも吟味に手間どらぬよう認め、この節より龜紙にて下帳を差出して吟味を受けよと令せられているから、このときより下帳提出がはじまったとみられる。

勘定帳下帳を組み立てるさい照合すべき書物銘書として『勤要集』があげられるものは、置証文留・当証文留・納札留・前年（前年勘定帳の意か）・御取箇帳・明細帳（動方明細帳）・御用留・御貸附御用留類・郷帳・証文合組本帳・札合・手形留であり、そのほか必要な書物も照合し、その上で「シハリ掛出し寄付免割等可致」とある。この語はよく判らないが、項目ごとに縊り、掛け合わせ、寄せ算・免割をするなど加減乗除算をすることを示していると推測しておく。実例としては、先にあげた高山県の「明治二巳年飛驒国御勘定目録」の表紙に注記されている改めの銘書は、御取箇帳・明細帳・置証文書抜・郷帳・納札・石代相場書・当払米書抜・御賑恤・養老米書抜・横算・寄付となっている。

次に勘定帳の提出期限であるが、享保八年（一七三三）に翌年勘定仕上げが達せられ、宝曆八年（一七五八）五月に、勘定帳は翌年加印のところ延引するので、今後は勘定帳加印は翌十月限提出とし、年内皆済衆は翌春二月限、その他は六月限、七月皆済分もなるべく期日前に皆済し八月限に提出させ、十月加印とする旨令している。⁹ さらに文化六年（一八〇九）二月、翌年十二月までに提出し、もし延引の場合は十二月に書付を差出すこととなり、天保二年（一八三一）二月には再び翌十月限加印が達せられている。¹¹ また御金蔵勘定帳・諸向勘定帳とも提出延引が多く、同年三月何ヶ年まで差出したという書面を提出するよう命じられている。¹² しかし、時代が下るに従って遅滞することは〔史料1〕〔史料2〕その他の仕上年月をみれば明らかであろう。

さて御金蔵勘定帳は各代官所において毎年作成されたのであるが、大名・遠国奉行預所においても当然作成された。ほかに、幕府の各役所においても米金銀の出納があれば、また勘定帳が作成されたと思われる。延享二年（一七四五）九月の『誠齋雜記』「御勘定方勤方」のうち「帳面方取扱」にかかわる勘定帳を列記すると次のようになる。¹³⁾

地方御勘定帳

元方御金蔵納払御勘定帳

払方御金蔵納払御勘定帳

大坂御金蔵御勘定帳

浅草御蔵納払御勘定帳

大坂御米蔵御勘定帳

二条御米蔵御勘定帳

大津御蔵御勘定帳（代官仕上）

甲府御蔵御勘定帳（代官仕上）

駿府御蔵御勘定帳（代官仕上）

御賄方御勘定帳

御作事方
小普請方
定式臨時御入用御勘定帳

御材木蔵御勘定帳

御畳方御勘定帳

元方
払方
御納戸御勘定帳

御腰物方御勘定帳

御細工方御勘定帳

御膳御道具塗上染元払御勘定帳（役塗師仕上）

御鉄砲玉薬奉行御勘定帳

御供篋箆方御勘定帳

御弓矢鎗並小道具御勘定帳

駿府久能御神領御勘定帳（役僧並久能目代仕上）

境御役所附地代御勘定帳（界奉行仕上）

禁裏向御修復御勘定帳

駿府御城内外定式並臨時御修復御入用御勘定帳

甲府御城内外定式並臨時御修復御入用御勘定帳

国役金取立御勘定帳（代官仕上）

四川通御普請御入用御勘定帳（川通掛り代官仕上）

紀州吉野北山御材木請払御勘定帳（紀州役人仕上）

油元掛御勘定帳

漆船等納払御勘定帳（漆奉行仕上）

淀過書船運上御勘定帳（角倉与一仕上）
木村宗左衛門

神社御仏殿御道具御勘定帳（御勘定見分）

下り船石錢取立御勘定帳

川船御年貢御勘定帳

飛州材木榑木請払御勘定帳（代官仕上）

猿糞配当米御勘定帳（御蔵奉行仕上）

丹波国亀山領保津川式拾分一御勘定帳

小普請役金御勘定帳

（丹波亀山領主家仕上）

金座買上金吹方御勘定帳

遠州掛塚榑木御勘定帳（代官仕上）

銀座運上御勘定帳

甲州郡内領置糶御勘定帳（代官仕上）

朱座運上御勘定帳

足尾銅山御勘定帳（代官仕上）

上州砥山運上御勘定帳（代官仕上）

八丈島御年貢紬御勘定帳（代官仕上）

佐州地方銀山御勘定帳

島々御勘定帳

長崎御用物銀御勘定帳

町奉行番所入用御勘定帳

長崎瀬御米蔵御勘定帳

御鷹餌鳥代御勘定帳（関所物奉行仕上）

大坂御材木蔵御勘定帳（大坂御破損奉行仕上）

関所物御勘定帳

大坂所々地代金同所堀江上荷船運上御勘定帳

牢獄扶持并諸入用御勘定帳（囚獄並町奉行与力仕上）

大坂諸川船運上御勘定帳（大坂町奉行与力仕上）

無宿囚人溜預ヶ入用御勘定帳

五十近い勘定帳の名が記されているが、現存しているものはほとんどなく、僅かに宝永二年（一七〇五）大坂金奉行らが仕上げ、大坂町奉行・同金奉行が提出した「元禄十六未宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」一冊が大坂市立中央図書館市史編集室に所蔵されているのみである。

代官仕上げの御金藏勘定帳としては、竹垣大和守直道¹⁵仕上・提出の「文久元酉年御金藏御材木藏御勘定目録」が三井文庫に所蔵されている。本項では参考のため「史料2」として全文を末尾に掲げた。

このほかに三井文庫には竹垣直道仕上げの勘定帳が八冊ある。

- 1、文久二戌年浦賀御藏御勘定目録（慶応三年三月仕上・同八月奥書）
- 2、文久二戌年御膳餅米并石代金御勘定目録（慶応三年四月仕上・同八月奥書）
- 3、文久二戌年関東酒造株金其外御勘定目録（慶応三年四月仕上・同九月奥書）
- 4、文久二戌年北国筋酒造株金其外御勘定目録（慶応三年四月仕上・同九月奥書）
- 5、文久二戌年北国筋外国々酒造株金其外御勘定目録（慶応三年四月仕上・同九月奥書）
- 6、文久二戌年小菅納屋御勘定目録（慶応三年七月仕上・同十月廿三日奥書）
- 7、文久三亥年御上洛御道中御用意金請払御勘定目録（慶応二年二月仕上・同三年四月奥書）
- 8、文久三亥年御上洛御入用別御勘定目録（慶応三年三月仕上・同八月奥書）

右のうち、6の「小菅納屋御勘定目録」は武藏代官として竹垣直道が管轄していたものの請払勘定仕上げ（いわば諸向納払勘定帳）と思われるが、他は御金藏との受取・納がある臨時の御金藏勘定帳とみられる。従っていずれも地方勘定帳ではなく、勘定奉行小栗忠順以下の奥印にて代官へ渡っているのである。

なお、御金藏勘定帳の仕上げのうち、貸渡分は仕上げていたが、年賦返納物は区々であったのを、寛政十二年（一八〇〇）分より洩らさず御金藏勘定帳に組んで提出するようになったこと¹⁶から、ようやくこの期に整備されたといえよう。

最後に「史料1」「史料2」その他の簡単な数量的分析について触れておきたい。

〔史料1〕として掲げた、地方勘定帳の例である「近江信楽代官所文政二卯年御勘定目録」の取立の項目は本途・小物成・運上冥加・口米永銀・夫米・高掛三役のいわゆる物成小物成として一括される貢租と、諸払代および貯穀類であり、渡方は御蔵・御金蔵納、諸渡方、貯穀類である。基本的には『徳川幕府県治要略』所載「山上氏代官所弘化二巳年御勘定目録」も同様である。前者は、金銀全額が江戸・大坂御金蔵納、米の七八・四％が江戸・大津御蔵納、貯穀類七・三％、諸渡方は一三・四％に過ぎない。後者は、金の九九・九％が江戸御金蔵納、諸渡方は僅か〇・一％、米は江戸御蔵納八〇・四％、小菅御詰納・置居米が四・八％、諸渡方一四・八％である。つまり取立金銀米のほとんどが幕府収納となり、ただ米の一部分が諸渡方として地方から直接他の役所等に払われているのである。

これに対して〔史料2〕「竹垣大和守文久元酉年御金蔵御材木蔵御勘定目録」では、材木・銀を除いて、金総額の二九・五％が御金蔵より受取り諸渡方に払われ、一三・二％の拝借返納がそのまま御金蔵納となっている。このほかは、米価差出金二〇・九％、郡中備金三六・五％で、いずれも元払に組まれている。

以上のことから、御金蔵勘定帳は宿村に対する貸附金の収支明細がその勘定決算の中心になっていることが理解されよう。

註

のであろうか。

- (1) 内容・用例からみては、文政期のもの、また、常陸・出羽などの代官を歴任したものの手になるものと思われる。
 東京大学史料編纂所の文政八・九年ごろの「御勘定所出役心得留」との異同は同所書庫改策のため未調査である。
- (2) 内容・用例からみては、天保末・弘化期のものである。
 遠江・三河あるいは甲斐代官を歴任したものの手になるもの
- (3) 『岐阜県史』史料編第三、一一四ページ所収。
- (4) 同右、九六一―一〇四ページ所収。
- (5) 岐阜県立図書館『郷土資料目録』第一集・飛騨郡代高山陣屋文書、同第四集・明治期岐阜県庁事務文書その二参照。
- (6) 『勤要集』にも書式等を記した説明があり、『御勘定所

定出役心得留」との異同も気付くが、順序立てて記しては
ないので、ここでは繁雑を避けるために敢えて利用せ
ず、その異同も示さなかった。

- (7) 『牧民金鑑』上巻、一〇八一—一〇九ページ。
- (8) 同右、一一七ページ。
- (9) 同右、九九—一〇二ページ。
- (10) 同右、一四二—一四三ページ。
- (11) 同右、一四四—一四五ページ。
- (12) 同右、一五〇—一五一ページ。
- (13) 『江戸叢書』巻の八、三三〇—三七二ページ。

〔史料2〕 竹垣大和守文久元酉年御金蔵御材木蔵御勘定目録 (三井文庫所蔵)

(表紙)

〔文久元

酉年 御金蔵 御勘定目録
御材木蔵

竹垣大和守

文久元酉年御金蔵御勘定目録

御材木蔵

金八百六拾三兩永三拾五文四分三厘

銀百五拾六匁六分

江戸御金蔵を受取

一 御材木尺ノ式百八拾式本三厘三毛

猿江御材木蔵を受取

一金壹分永式百式拾六文

御材木代取立

一 此御材木尺ノ七分

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

(14) 拙稿「元禄末期における幕府財政の一端——大坂御金蔵
金銀納方御勘定帳」の紹介を兼ねて——」(『史料館研究紀
要』四号) 参照。

(15) 竹垣三平・三右衛門・大和守・伊勢守直道は、天保七年
八月十九日御勘定より代官となり、文久三年七月一日御広
敷御用人になるまで代官を勤めたが(大日本近世史料『柳
營補任』五、一八五ページ)、『史料2』によると安政四年
武蔵の代官になったようである。

(16) 『牧民金鑑』上巻、一三八ページ。

(17) 『徳川幕府県治要略』三〇七—三四三ページ。

(三井文庫所蔵)

是は武蔵国豊島郡下板橋宿地内字根村関棗西春定式御普請私
領出金御材木代酉御勘定元ニ組如斯

一金四兩

本陣拝借返納

是は日光

御成道鳩ヶ谷宿本陣拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金
百式拾兩辰を酉迄三拾ケ年賦ニ而安政四巳年拙者引受高金六
拾八兩巳を酉迄拾七ケ年賦者ケ年金四兩宛返納之積酉年分取
立如斯

一金三兩三分永五拾文

本陣修復御手当
困窮拝借返納

是は同道中大門宿本陣修復御手当困窮拝借弘化三年年大熊善

太郎新入手形高金九拾五兩内金貳拾兩は辰辰迄貳拾五ヶ年賦金七拾五兩は寅辰迄三ヶ年延巳巳迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金四拾八兩貳分永百文内金九兩貳分永百文は巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金三分永五拾文ツ、金三拾九兩は巳辰迄三ヶ年賦壹ヶ年金三兩ツ、返納之積合金書面之通酉年分取立如斯

一金壹分永貳百六文

本陣脇本陣類焼拝借返納

是は同道中鳩ヶ谷宿本陣脇本陣類焼拝借弘化二巳年関保右衛門新入手形高金五拾七兩貳分永貳百拾貳文五分辰辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金五兩壹分永貳百貳拾貳文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金壹分永貳百六文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金壹分永三拾五文

本陣類焼家作料 拝借返納

是は甲州道中府中宿本陣類焼家作料拝借弘化四未年江川太郎左衛門新入手形高金七兩百貳拾五文辰辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金三兩壹分永百七拾文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金壹分永三拾五文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金三兩三分永五拾文

本陣類焼拝借返納

是は日光

御成道鳩ヶ谷宿本陣類焼拝借安政三辰年小林藤之助入手形之

儘拙者引受高金三拾八兩辰午迄三ヶ年延未辰迄拾ヶ年賦壹ヶ年金三兩三分永五拾文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩三分永百文

脇本陣類焼家作料 拝借返納

是は中山道板橋宿脇本陣類焼家作料拝借嘉永二酉年大熊善太郎入手形高金三百三拾兩貳分永百文内金貳拾八兩貳分は酉亥迄三ヶ年延子酉迄拾ヶ年賦金三百貳兩永百文は酉卯迄七ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金拾四兩壹分巳酉迄五ヶ年賦壹ヶ年金貳兩三分永百文宛返納之積酉年分取立如斯

一金拾三兩永百六拾五文

類焼家作料 拝借返納

是は同道中浦和宿類焼家作料拝借安政五午年拙者入手形高金百九兩壹分之内金五拾七兩は午申迄三ヶ年延酉午迄拾ヶ年賦壹ヶ年金五兩貳分永貳百文ツ、金五拾貳兩壹分は午子迄七ヶ年賦壹ヶ年金七兩壹分永貳百拾五文ツ、未年は金七兩壹分永貳百拾文返納之積合金書面之通酉年分取立如斯

一永貳拾貳文四分

類焼家作料 拝借返納

是は甲州道中上布田宿類焼家作料拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金百三拾貳兩三分永九拾壹文四分辰辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金壹分永拾八文七分五厘巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永貳拾貳文四分宛末年は永貳拾貳文三分五厘返納之積酉年分取立如斯

一金三分永貳百貳拾六文五分

類焼相統拝借返納

是は武蔵国豊島足立新坐郡村々類焼相統拝借弘化三年年大熊

善太郎新入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰
辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金拾壹兩貳分永
貳百拾八文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金三分永貳百貳拾六文
五分ツ、返納積酉年分取立如斯

一金七拾壹兩壹分永五拾文

右 同 断

是は中山道板橋宿類焼相統拝借嘉永三戌年大熊善太郎入手形
高金七百拾三兩酉辰迄三ヶ年延子酉迄拾ヶ年賦之内安政
四巳年拙者引受高金三百五拾六兩貳分巳酉迄五ヶ年賦壹ヶ
年金七拾壹兩壹分永五拾文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一永拾七文貳分

右 同 断

是は武蔵国足立郡別所村類焼相統拝借弘化三年年大熊善太郎
入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰迄貳拾
五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高永貳百七文六分巳辰迄
拾貳ヶ年賦壹ヶ年永拾七文貳分ツ、末年は永拾八文四分返納之
積酉年分取立如斯

一金六拾文

類焼相統拝借返納

是は同国同郡浦和宿外壹ヶ村類焼相統拝借弘化三年年大熊善
太郎入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰迄
貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金貳分永貳百貳拾文
巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永六拾文ツ、返納之積酉年分取立
如斯

一金貳兩永貳百貳拾八文

右 同 断

是は中山道浦和宿類焼相統拝借弘化三年年大熊善太郎新入手

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

形高金五拾五兩貳分永貳百文辰辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政
四巳年拙者引受高金貳拾六兩貳分永貳百三拾六文巳辰迄拾
貳ヶ年賦壹ヶ年金貳兩永貳百貳拾八文宛返納之積酉年分取立
如斯

一金壹分永拾四文

右 同 断

是は武蔵国足立郡西堀村外六ヶ村類焼相統拝借弘化三年年大
熊善太郎入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰
迄貳拾五ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金貳兩貳分永貳
百文年延之分年賦を送未巳迄拾壹ヶ年賦金壹分永拾四文ツ
、末年は永六拾文返納之積酉年分取立如斯

一金壹兩貳分永貳百六文

類焼相統拝借返納

是は武蔵国足立郡野町外貳ヶ村類焼相統拝借弘化三年年大
熊善太郎入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰
迄貳拾五ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金拾七兩永七拾
貳文年延之分年賦を送未巳迄拾壹ヶ年賦壹ヶ年金壹兩貳分
永貳百六文宛末年は永拾貳文返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩壹分永百九拾三文

類焼相統 類焼相統 拝借返納

是は中山道蔵宿類焼并類焼相統拝借弘化三年年大熊善太郎新
入手形高金六拾壹兩永七拾五文辰辰迄貳拾五ヶ年賦之内安
政四巳年拙者引受高金貳拾九兩壹分永六拾六文巳辰迄拾貳
ヶ年賦壹ヶ年金貳兩壹分永百九拾三文宛返納之積酉年分取立
如斯

一金貳兩壹分永百三拾七文三分

類焼夫食代家作
相統拝借返納

是は同道中板橋宿類焼夫食代家作相統拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金五拾九兩貳分永百八拾貳文辰辰辰迄拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金貳拾八兩貳分永百四拾七文壹分巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金貳兩壹分永百三拾七文三分宛末年は金貳兩壹分永百三拾六文八分返納之積酉年分取立如斯

一金壹分永百貳拾八文貳分

類焼夫食代拝借返納

是は甲州道中府中宿類焼夫食代拝借弘化四未年江川太郎左衛門新入手形高金八兩壹分永七拾文五分辰辰丑迄貳拾貳ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金三兩壹分永百五拾三文九分巳辰迄九ヶ年賦壹ヶ年金壹分永百貳拾八文貳分宛末年は金壹分永百貳拾八文三分返納之積酉年分取立如斯

一金貳分永七拾文六分

類焼夫食代拝借返納

是は中山道板橋宿類焼夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金拾貳兩貳分永五拾貳文九分辰辰辰丑迄貳拾貳ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金五兩永百三拾五文壹分巳辰迄九ヶ年賦壹ヶ年金貳分永七拾文六分宛末年は金貳分永七拾文三分返納之積酉年分取立如斯

一永三拾五文

相統拝借返納

是は武蔵国足立郡下山口新田相統拝借弘化一巳年青山録平新入手形高金三分永百貳拾五文辰辰辰辰迄拾五ヶ年賦之内安政

四巳年拙者引請高金壹分永百七拾文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永三拾五文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一永百八拾文

右 同 断

是は同国同郡村々相統拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰辰辰迄拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金貳兩永百六拾文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永百八拾文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一永三拾文

相統拝借返納

是は武蔵国足立郡大宮宿之内甚之丞新田外ヶ町相統拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰辰辰迄拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金壹分永百拾文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永三拾文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一永四拾五文

右 同 断

是は同国多摩郡国分寺村相統拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金百貳拾九兩壹分永貳百三拾七文五分辰辰辰辰迄拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金貳分永四拾文巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年永四拾五文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金三兩永貳百文

右 同 断

是は同国足立新坐郡村々相統拝借弘化四未年大熊善太郎新入手形高金七百兩未辰迄三ヶ年延戌未迄拾ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金四拾兩貳分永百文子丑年延之分共巳辰迄五ヶ年賦之内巳辰未迄三ヶ年は壹ヶ年金拾壹兩壹分永百五拾

文宛申酉式ヶ年は尅ヶ年金三兩永式百文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金五兩永百七拾式文式分

相統御手当拝借返納

是は同国足立郡深作村相統御手当拝借弘化二巳年青山録平伺直高金三百六拾式兩永五拾式文三厘七毛辰を丑迄七拾ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金貳百八拾四兩尅分永貳百拾九文三厘七毛未を丑年五拾五ヶ年賦尅ヶ年金五兩永百七拾式文式分宛末年は金五兩永百七拾式文三厘七毛返納之積酉年分取立如斯

一永百三拾六文式分

種粃麦代拝借返納

是は武蔵國新坐郡村々種粃麦代拝借弘化三午年大熊善太郎新入手形高金九兩貳分永百貳拾五文七分辰を辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金尅兩貳分永百三拾四文八分巳を辰迄拾式ヶ年賦尅ヶ年永百三拾六文式分ツ、末年は永百三拾六文六分返納之積酉年分取立如斯

一金尅兩三分永百四拾三文七分

夫食種粃麦代拝借返納

是は同国足立郡村々夫食種粃麦代拝借弘化三午年青山録平新入手形高金千百貳拾五兩貳分永百七拾四文四分九厘四毛辰を丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金拾七兩永四拾四文六分三厘巳を丑迄九ヶ年賦尅ヶ年金尅兩三分永百四拾三文七分宛末年は金尅兩三分永四拾五文三厘返納之積酉年分取立如斯

一永六拾九文

右 同 断

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

是は同国同郡北袋村夫食種粃麦代拝借弘化二巳年青山録平新入手形高金千百貳拾五兩貳分永百七拾四文四分九厘四毛辰を丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金貳分永百貳拾尅文巳を丑迄九ヶ年賦尅ヶ年永六拾九文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金拾尅兩貳分永貳百四文九分

夫食種粃麦代拝借返納

是は武蔵國豊島足立新坐郡村々夫食種粃麦代拝借弘化三午年大熊善太郎新入手形高金六百八拾四兩永七拾式文八分五厘辰を丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金八拾式兩尅分永百拾九文九分子丑年延之分共未を卯迄九ヶ年賦之内未を子迄六ヶ年は尅ヶ年金拾尅兩貳分永貳百四文九分宛丑年は金拾尅兩貳分永貳百四文七分寅卯式ヶ年永貳百拾七文九分宛返納之積酉年分取立如斯

一永貳拾五文式分

右 同 断

是は同国埼玉郡中島村夫食種粃麦代拝借弘化二巳年青山録平一紙入手形高金千百貳拾五兩貳分永百七拾四文四分九厘四毛辰を丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金百七拾六文七分五厘未を丑迄七ヶ年賦尅ヶ年永貳拾五文式分宛末年は永貳拾五文五分五厘返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩尅分永百九拾八文

夫食種粃麦代拝借返納

是は同国足立郡村々夫食種粃麦代拝借弘化二巳年青山録平入手形高金千百貳拾五兩貳分永百七拾四文四分九厘四毛辰を丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金拾七兩永百三拾

六文九分九厘未 δ 丑迄七ヶ年賦 χ ヶ年金貳兩 χ 分永百九拾八文宛末年は金貳兩 χ 分百九拾八文九分九厘返納之積酉年分取立如斯

一金壹兩永九文八分

飢夫食種糧代拝借返納

是は武藏国多摩郡村々飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門新入手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金七兩永七拾文五分未 δ 丑迄七ヶ年賦 χ ヶ年金壹兩永九拾文八分宛末年は金壹兩永 χ 文七分返納之積酉年分取立如斯

一金七兩永百貳拾六文

右 同 断

是は同国足立郡村々飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金六拾五兩 χ 分永七拾式文三分丑年延之分共巳 δ 寅迄拾ヶ年賦之内巳 δ 子迄八ヶ年は χ ヶ年金七兩永百貳拾六文宛丑年は金七兩永百貳拾五文六分寅年は金壹兩永百八拾八文七分返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩貳分永百六拾壹文四分

右 同 断

是は同国多摩郡村々飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門新入手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金貳拾三兩三分永貳百三十三分五厘巳 δ 丑迄九ヶ年賦 χ ヶ年金貳兩貳分永百六拾壹文四分宛末年は金貳兩貳分永百六拾壹文 χ 分五厘返納

之積酉年分取立如斯

一金壹分永百拾文貳分

飢夫食種糧代拝借返納

是は武藏国多摩郡村々飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門入手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金貳兩貳分永貳拾文 χ 分未 δ 丑迄七ヶ年賦 χ ヶ年金壹分永百拾文貳分宛末年は金壹分永百八文九分返納之積酉年分取立如斯

一金貳拾兩 χ 分永三拾貳文貳分

右 同 断

是は同国村々飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金百八拾五兩三分永百四拾壹文六分子丑年延之分共巳 δ 卯迄拾 χ ヶ年賦之内巳 δ 子迄八ヶ年は χ ヶ年金貳拾兩 χ 分永三拾貳文貳分宛丑年は金貳拾兩 χ 分永三拾壹文寅卯式ヶ年は χ ヶ年金壹兩貳分永百七拾六文五分宛返納之積酉年分取立如斯

一永貳百壹文貳分

右 同 断

是は同国多摩郡関野新田飢夫食種糧代拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金三千四百四拾五兩 χ 分永七拾七文八分五厘辰 δ 丑迄貳拾式ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金壹兩 χ 分永百五拾八文四分未 δ 丑迄七ヶ年賦 χ ヶ年金貳百壹文貳分 χ 、返納之積酉年分取立如斯

一金壹分永貳百三十三文九分

飢夫食代拝借返納

是は同国同郡戸倉新田外 χ ヶ村飢夫食代拝借弘化四未年江川

太郎左衛門新入手形高金百八拾兩壹分永百貳拾九文五分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政六未年拙者引請高金三兩永百七拾七文七分未を丑迄七ケ年賦壹ケ年金壹分永貳百三文九分宛末年は金壹分永貳百四文三分返納之積酉年分取立如斯

一金三分永九拾八文四分

夫食代拝借返納

是は武蔵国多摩郡村々夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引請高金七兩貳分永百三拾五文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年金三分永九拾八文四分宛末年は金三分永九拾七文八分返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩壹分永百拾八文三分

右 同 断

是は同国足立郡村々夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引請高金貳拾壹兩壹分永六拾四文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年金貳兩壹分永百拾八文三分宛末年は金貳兩壹分永百拾七文六分返納之積酉年分取立如斯

一金壹分永三拾八文

右 同 断

是は同国多摩郡府中宿之内番場宿外壹ケ宿夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引受高金貳兩貳分永九拾貳文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年金壹分永三拾八文宛返納之積酉年分取立如斯

一永九拾六文

夫食代拝借返納

是は武蔵国足立郡下木崎村夫食代拝借弘化三年年青山録平新入手形高金千百貳拾五兩貳分永百七拾四文四分九厘四毛辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引請高金三分永百拾四文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年永百九拾六文宛返納之積酉年分取立如斯

一永百貳拾六文

右 同 断

是は同国同郡別所村夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引請高金壹兩永百三拾四文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年永百貳拾六文宛返納之積酉年分取立如斯

一金壹兩永五拾三文

右 同 断

是は同国同郡浦和宿外四ケ宿夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引受高金九兩壹分永貳百貳拾七文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年金壹兩永五拾三文宛返納之積酉年分取立如斯

一金貳分永三拾三文

右 同 断

是は同国同郡村々夫食代拝借弘化三年年大熊善太郎新入手形高金六百八拾四兩永七拾貳文八分五厘辰を丑迄貳拾貳ケ年賦之内安政四巳年拙者引受高金五兩貳分永百九拾七文巳を丑迄九ケ年賦壹ケ年金貳分永百三拾三文宛返納之積酉年分取立如斯

一金壹兩壹分永百九拾六文

夫食代拝借返納

是は武蔵国足立郡西堀村外七ヶ村夫食代拝借弘化三千年大熊善太郎入手形高金六百八拾四兩七拾貳文八分五厘辰未丑迄貳拾貳ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金拾兩壹分永百六拾九文年延之分年賦を送未寅迄八ヶ年賦壹ヶ年金壹兩壹分永百九拾六文宛末年は金壹分永四拾七文返納之積酉年分取立如斯

一金三分貳拾壹文

右 同 断

是は同国同郡村々夫食代拝借弘化三千年大熊善太郎入手形高金六百八拾四兩七拾貳文八分五厘辰未丑迄貳拾貳ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金五兩壹分永貳百貳拾八文年延之分年賦を送未寅迄八ヶ年賦壹ヶ年金三分永貳拾壹文宛末年は永八拾壹文返納之積酉年分取立如斯

一金三兩

御手当拝借返納

是は日光

御成道岩淵宿外壹ヶ宿御手当拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金貳百兩巳未巳迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金三拾九兩巳未巳迄拾二ヶ年賦壹ヶ年金三兩宛返納之積酉年分取立如斯

一金三兩

御手当拝借返納

是は日光

御成道鳩ヶ谷宿御手当拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金貳百兩辰壹ヶ年延巳未巳迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金三拾九兩巳未巳迄拾三ヶ年賦壹ヶ年金三兩宛返納

之積酉年分取立如斯

一金貳兩

困窮御手当拝借返納

是は日光道中越ヶ谷宿困窮御手当拝借弘化二巳年青山緑平一紙新入手形高金百兩巳未巳迄貳拾五ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金貳拾貳兩未未巳迄拾壹ヶ年賦壹ヶ年金貳兩宛返納之積酉年分取立如斯

一金七拾四兩壹分永五拾文

風難御救拝借返納

是は武蔵国豊島多摩新坐足立郡村々風難御救拝借安政三辰年小林藤之助入手形高金八百八拾兩壹分巳未寅迄拾ヶ年賦之内安政四巳年拙者引請高金七百四拾三兩巳未寅迄拾ヶ年賦壹ヶ年金七拾四兩壹分永五拾文ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金三拾四兩貳分永百五拾文

風災急難御手当拝借返納

是は同国多摩埼玉郡村々風災急難御手当拝借安政三辰年齋藤嘉兵衛入手形高金貳千九百三拾七兩三分辰壹ヶ年延巳未寅迄拾ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金貳百七拾七兩永貳百文未未寅迄八ヶ年賦壹ヶ年金三拾四兩貳分永百五拾文宛返納之積酉年分取立如斯

一金壹分永貳拾五文

地震急難御手当拝借返納

是は武蔵国埼玉郡大沢町外式ヶ村地震急難御手当拝借安政二卯年齋藤嘉兵衛入手形高金千百兩壹分永百五拾文卯壹ヶ年延辰未丑迄拾ヶ年賦之内安政六未年拙者引受高金壹兩三分永百七拾五文未未丑迄七ヶ年賦壹ヶ年金壹分永貳拾五文宛返納之積酉年分取立如斯

一金貳兩貳分永百六拾文

地震ニ付本陣急難御手当拝借返納

是は日光道中越ヶ谷宿之内大沢町地銀ニ付本陣急難御手当拝借返納
借安政三辰年齋藤嘉兵衛入手形高金六百三兩貳分永百六拾六文貳分之内金三百四拾六兩三分は辰未午迄三ヶ年延未辰迄拾ヶ年賦金貳百五拾六兩貳分永百六拾六文貳分は辰未戌迄七ヶ年賦之内安政六未年拙者引請高金貳拾六兩貳分永百文辰未午迄三ヶ年延未辰迄拾ヶ年賦壹ヶ年金貳兩貳分永百六拾文
ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金三分永壹文貳分

是は日光

類焼家作料拝借返納

御成道川口宿類焼家作料拝借弘化二巳年関保右衛門入直手形高金九拾七兩永百三文八分辰未辰迄貳拾五ヶ年賦之内安政四巳年拙者引受高金九兩永拾三文九分五厘巳辰迄拾貳ヶ年賦壹ヶ年金三分永壹文貳分宛末年は金三分永七分五厘返納之積酉年分取立如斯

一金壹兩壹分永七拾三文貳分

類焼家作料拝借返納

是は甲州道中布田五宿之内下石原宿類焼家作料借万延元申年中拙者入手形高金九兩壹分永拾貳文五分申未寅迄七ヶ年賦壹ヶ年金壹兩壹分永七拾三文貳分宛末年は金壹兩壹分永七拾三文三分返納之積酉年分取立如斯

一金八兩永四拾壹文

右 同 断

是は同道中府中宿類焼家作料借万延元申年中拙者入手形高金五

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

拾六兩壹分永三拾七文五分申未寅迄七ヶ年賦壹ヶ年金八兩永四拾壹文宛末年は金八兩永四拾壹文五分返納之積酉年分取立如斯

一金四拾五兩永貳拾八文

助郷村々水難御救拝借

是は日光道中越ヶ谷宿助郷村々水難御救拝借万延元申年中拙者入手形高金貳百貳拾五兩永百四拾文西未丑迄五ヶ年賦壹ヶ年金四拾五兩永貳拾八文宛返納之積酉年分取立如斯

一金三拾五兩

地廻附郡中備金拝借返納

是は武蔵国足立埼玉郡村々地廻附郡中備金拝借安政六未年拙者入手形高金三百五拾兩申未巳迄拾ヶ年賦壹ヶ年金三拾五兩
ツ、返納之積酉年分取立如斯

一金六百拾壹兩永四拾壹文六分

米価差出金

是は武蔵国村々文化六巳年米価引立方御趣意ニ付差出金御金蔵江上納仕置候分酉年御勘定元ニ組如斯

一金千六拾八兩永百三拾八文

地廻附郡中備金

是は同国村々米価差出金之内御金蔵江上納仕置候儘差出切相願弘化四未年并嘉永三戌年地廻附郡中備金被仰渡候分金千四百拾八兩永百三拾八文之内金三百五拾兩安政六未年村々江賃渡候殘金書面之通酉年御勘定元ニ組如斯

外

金四百兩

御手当拝借

是は中山道板橋宿外三ヶ宿和宮様御下向ニ付御手当拝借文久元酉年中拙者入手形高金四

百兩四々亥迄三ヶ年延子々酉迄拾ヶ年賦卷ヶ年金四拾兩宛
返納之積

右御勘定元ニ組可仕上旨

土岐 丹波守 岡本 近江守

井上 備前守 永井 玄蕃頭 松平 式部少輔 松平 出雲守

小笠原 長門守 塚越 大藏少輔 竹内 下野守 小栗 豊後守

川勝 丹波守 立田 主水正 中野 又兵衛 村田 幾三郎

根本 善左衛門 川村 清兵衛 佐々木 修輔 羽田 龍助

関 保右衛門 都筑 金三郎 竹内 信太郎 岡田 利喜次郎

松井 助左衛門 岡田 安房守 福田 甲斐守 池野 勇一郎

設楽 八三郎 佐藤 十兵衛 増田 金五郎 後藤 一兵衛

鶴 小十郎 内藤 茂之助 小高 登一郎 宮田 菅太郎

道中方之儀は 本多加賀守 酒井 但馬守 証文有之

右寄

金貳千九百貳拾八兩永九拾貳文貳分三厘

合銀百五拾六匁六分

御材木尺々貳百八拾壹本三厘三毛

右渡方

金三百八拾五兩三分永百貳拾七文貳分

金四百拾三兩永百九拾三文六分

御材木尺々貳百八拾壹本三厘三毛

内

今井一郎左衛門
小島利太夫
加藤次三郎
成瀬為三郎
御普請御入用

金八兩二分永五拾文九分
御材木尺々拾壹本九分九厘八毛

是は武蔵国足立郡鳩ヶ谷宿外卷ヶ村立会并辻村樋類西春定
式御普請御入用相渡如斯

金八兩貳分永百貳拾文

御材木尺々三拾三本八毛

是は同国新坐郡上新倉村樋西春定式御普請御入用相渡如
斯

金四兩壹分永四拾文七分

御材木尺々拾本六分貳厘壹毛

是は同国埼玉郡小林村樋西春定式御普請御入用相渡如斯
金貳拾七兩三分永貳百四拾六文壹分
此米拾貳石八斗七升八合貳勺

金九拾壹兩貳分永百四拾壹文四分

是は同国多摩郡村々多摩川通堤川除西春定式御普請御入用
相渡如此

金七拾八兩三分永拾六文七分

此米三拾六石貳斗三升貳合七勺

金八拾三兩永百貳拾五文

是は同国同郡府中宿外四ヶ村組合并本宿村用水路西春定式
御普請御入用相渡如斯

金三兩貳分永百九拾八文

御材木尺々四本四分四厘八毛

是は同国豊島郡下板橋宿地内字根村関梓西春定式御普請御
入用相渡如斯

金貳拾四兩永三拾九文三分

是は日光

御成道川口岩淵宿渡船場御普請御入用相渡如斯

金三兩永九拾三文貳分

是は中山道大宮宿高札場西春御普請御入用相渡如斯

金貳拾七兩三分永八拾七文

御材木尺ノ七拾四本六分六厘九毛

是は日光道中越ヶ谷宿大沢町立会板橋西春御普請御入用相
渡如斯

金五拾壹兩壹分永百貳拾文貳分

御材木尺ノ百四拾六本貳分八厘九毛

是は日光

御成道武劬豊島郡王子村字大橋外壹ヶ所西春御普請御入用
相渡如斯

永百六拾五文壹分

是は武劬新座郡上新倉村八樋西春定式御普請丸太代割増御
入用相渡如斯

金壹兩貳分永八拾七文

是は武蔵国多摩郡和泉新田御烙硝蔵六棟同所御門三ヶ所合九
ヶ所松御入用但壹ヶ所永百七拾六文三分三厘宛酉年分相渡
如斯

御烙硝蔵松御入用

金七兩貳分

是は同所下番三人御給金但壹人ニ付金貳兩貳分宛酉年分相渡
如斯

金貳兩三分永百五拾四文

是は大草次郎右衛門太田丑之助知行武蔵国豊島郡長崎村之内
嵐山馬場御用地御林下草永酉年分相渡如斯

金壹兩永百拾四文八分三厘

是は野間忠五郎知行同国同郡滝野川村之内御用桜植場泔地物
成永酉年分相渡如斯

永百七拾九文

是は御鎮炮玉藥奉行同心給地同国同郡戸塚村之内諏訪谷筋鴉
御場所泔地物成永酉年分相渡如斯

金三兩永百八拾七文五分

是は武蔵国多摩郡府中宿御前栽御瓜肥在柏百貳拾七貫五百目
代酉ノ丑迄五ヶ年季請負直段金壹兩ニ付在柏四拾貫目替を以
酉年分相渡如斯

府中御前栽瓜御用中
出役手代御扶持方渡

金壹分永百八拾七文五分

此米壹斗四升

是は右同断御前栽瓜御用中出役手代壹人御扶持方式人扶持西
七月朔日出立同月十四日帰着日数十四日一日式人扶持之積相
渡如斯

金貳分永百九拾四文壹分

御粟実上納諸色其外御入用

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

内

金貳分永百六拾六文三分

御栗上納諸色御入用

此錢四貫四百六拾貳文

但 金壹兩二付
錢六貫七百文

是は武蔵野新田御栗林を千入式籠上納ニ付右籠代其外諸色

并道中持送人足賃等御入用酉年分相渡如斯

右同断出役手代木錢

永貳拾七文八分

但 右同相場

是は武蔵野新田御栗林を千入式籠上納ニ付出役手代人小

もの人霜月十日出立同十二日帰着日數三日二泊三昼手代

一人人泊錢三拾五文一昼錢拾七文小もの一人一泊錢拾七文

一昼錢八文ツ、相渡如斯

金貳拾五兩

間 屋場 入用

是は中山道板橋宿問屋場貫目改所入用酉年分相渡如斯

金七兩永貳百三拾七文九分

貫目改所出役手代御入用

銀百四拾壹匁六分

是は同宿往還荷物貫目改所為取締差出候手代御入用内金四兩

永貳百三拾七文九分金壹兩ニ付錢六貫七百文替此錢貳拾八貫

三百九拾文は手代一人小もの一人木錢酉正月朔日を同十二月

晦日迄小ヲ引日數三百五十四日三百五十四日昼泊手代は一泊錢

三拾五文一昼錢拾七文小ものは一泊錢拾七文一昼錢八文宛金

三兩は宿代前同断十二ヶ月分一ヶ月金壹分ツ、銀百四拾壹匁

六分は筆墨紙蠟燭代前同断日數三百五十四日一日銀四分宛相

渡如斯

銀拾五匁

為内札差出候手代御入用

是は武蔵国多摩郡大宮八幡私内札として差出候手代一人酉六月十日出立同十一日帰着日數二日一日銀七匁五分ツ、相渡如斯

金四百兩

御手当 拜借

是は中山道板橋宿外三ヶ宿

和宮様御下向ニ付御手当拜借文久元酉年拙者入手形高金四百

兩酉を亥迄三ヶ年延子酉迄拾ヶ年賦壹ヶ年金四拾兩宛返納

之積酉年御勘定払ニ相立如斯

金六百拾壹兩永四拾壹文六分

米 佃 差 出 金

是は武蔵国村々文化六巳年米佃引立御趣意ニ付差出金御金蔵

江上納仕置候分酉年御勘定払ニ相立如斯

金千六拾八兩永百三拾八文

地 佃 附 郡 中 備 金

是は同国村々米佃差出金之内御金蔵江上納仕置候儘差出切相

願弘化四未年并嘉永三戌年地佃附郡中備金被仰渡候分金千四

百拾八兩永百三拾八文之内金三百五拾兩安政六未年村々江賃

渡候殘金書面之通酉年御勘定払ニ相立如斯

右御勘定払ニ可相立旨

石 河 土 佐 守

松 平 河 内 守

川 路 左 衛 門 尉

水 野 筑 後 守

松 平 出 雲 守

竹 内 下 野 守

村 垣 与 三 郎

勝 田 次 郎

中 村 為 弥

高 橋 平 作

立 田 録 助

菊 池 大 助

星 野 録 三 郎

高 橋 鍵 之 助

河 島 才 右 衛 門

大 森 善 次 郎

小 高 登 一 郎

森 田 岡 太 郎

鈴 木 大 之 進

五 味 与 五 兵 衛

美 濃 部 七 右 衛 門

木 村 董 平

菊 沢 左 兵 衛

道 中 方 之 儀 は

根 岸 肥 前 守

証 文 有 之

金貳千九百貳拾八兩永九拾貳文貳分三厘

金三百八拾五兩三分永百貳拾七文貳分

内 金六百拾毫兩永四拾毫文六分

渡合 金千六拾八兩永百三拾八文

金八百六拾三兩永三拾五文四分三厘

銀百五拾六匁六分

御材木尺々貳百八拾毫本三厘三毛

御金 藏納
米 佃差出金
地 廻附郡中備金
諸 渡 方
同 渡 方 断

右は拙者元御代官所当分御預所別座当分御預所武藏國村々諸拜借返納金并去ル酉年御藏々々請取候金銀御材木納方渡方御勘定仕上申候以上

慶応二寅年二月

竹垣 大和守[㊦]

御勘定所

如前書從御金藏請取候金銀材木私方手形并年賦返納金且米佃差出金元私証文を以御勘定御仕上有之付遂吟味為後日實判形調進之候以上

㊦ 卯八月

清水 熊之助[㊦]

無出座

石川 壯次郎[㊦]

林 又七郎[㊦]

山田 虎次郎[㊦]

馬場 五郎[㊦]

遠國御用ニ付無印形

深山 宇平太

吉川 栄左衛門[㊦]

無出座

松野 三平二

同

小田 直太郎

同

日下部 官之丞

高木 弥十郎[㊦]

評定所御用ニ付無印形

加藤 余十郎

小野 友五郎[㊦]

遠國御用ニ付無印形

織田 市藏

同

星野 豊後守

無出座

小出 大和守

同

溝口 伊勢守

都筑 駿河守[㊦]

遠國御用ニ付無印形

小栗 下総守

小栗 上野介[㊦]

竹垣 大和守殿

3 勤方帳

勤方帳は幕府代官所・預所ごとに毎年作成して將軍・老中・勘定所の検閲を受ける代官の考課状といわれるものである。『地方凡例録』の同項の説明をやや長文ではあるが、左に引用しよう。

勤方帳と云は、其年の高・取米永を記し、定免・検見を分け、前年に増減を付け払を立、米金納方其外諸運上・小物成等の員数、返納物・新田畑開発・荒田畑・民家損失・御普請入用米金・夫食種貸・公事出入等、代官宛・預り宛にて取計ひたる儀を相認め、毎年勘定宛へ差出し老中方へ上る、右帳面古来はなきことなりしに、享保年中代官吉田久左衛門、自分代官宛勤向の儀を書上たる宛、尤なることに付、以来右の趣諸代官より書上べき旨命ぜられ、其後は右の帳面差出すことに成たり、是は御前帳ゆへ紙は大障子にして寸法極り、一字充離し、続け字・略字等なき様手跡も吟味して認む、尤も勤方帳を差出す前に、勤方明細帳と云巨細の帳面を勘定宛へ差出し、掛り勘定役の改を受、其後勤方帳を差出す、冊数は上納老冊、老中方控老冊、勘定宛控とも都合三冊勘定所控は小直紙なり差出す、読合せ等も代官自身と再三読合せ、尚又掛り勘定読合せで、清撰したる上勘定組読合せありて、悉く六か敷帳面にて、紙数は少なけれども代官にても入用手間等多分掛るなり、右の外に八箇条とて、堅紙返物相添差出し大造なる書物なり、其振合は末に雛形を出す、

但し、勤方帳の認方、以前は至て巨細にて六か敷有し宛、寛政二戊年伺の上、勘定宛より仕組方格別省略になりて、案紙渡り、当時は手安く成たり、其外村鑑大概帳・郷帳・諸証文等も代官方入用嵩ミ、手間も掛る故、宥恕を以て、悉く省略の書付相渡る、其文左に記す、

(中略)

一 勤方帳に組入る公事出入は、何々の出入を組入ると云定めもなければ共、各の所置附ざる分は勿論、叱り・屹度叱

るの類、輕き咎の附たる出入は組入るに及ばず、手鎖・過料・所払ひ位より組入るべき由、其筋へ聞合せたる処挨拶ありしなり、

但し、訴訟方料所支配違の出入等、双方申合せて差出せし分は、先役の代官にて勤方帳に組入て差出せば、次席の方にては組入に及ばざる由なり、

右の記述によつても理解されるように、勤方帳は御前帳すなわち將軍の親閲に供する重要な帳簿であり、ために続字・略字は用いず、一字ずつ離して書く⁽²⁾。右のうち、享保年中代官吉田久左衛門(佳国)の書上以來勤方帳が創始されたという記事は、吉田久左衛門の代官就任が元文元年(一七三六)十一月二十二日であり、しかも享保十三年(一七二八)九月の「下勘定所諸掛取扱」のうち帳面方取扱の帳簿に、御勘定帳・勤方明細帳・勤方帳・村鑑帳の四種が見えるから、すでに享保十三年には勤方帳・勤方明細帳ともに作成・提出することが行なわれていたことが知られ、吉田久左衛門以來の創始という『地方凡例録』の記述と矛盾することが指摘できよう。結局、勤方帳・勤方明細帳の作帳は、享保改革の一環としての勘定所の機構改革によつて実行されるようになったと思われるのである。

勤方帳は三冊提出するが、代官支配所が御代官所・当分御預所に別かれる場合はそれぞれ別帳とし、さらに別廉当分御預所がある場合は一冊につき三帳作成し、それぞれ別袋に入れるのである。大名預所の場合は勿論一帳ずつ三冊となる。

用紙は、『地方凡例録』では、勘定所控は小直紙、老中方控は大障子、上納も大障子となっているが、『御勘定所定出役心得留』では、初差出(勘定所控に나ると思われる)は美濃紙、中清(老中方控に나ると思われる)も美濃紙、御上り(將軍上納)は大障子極上、さらに『勤要集』では、初差出は美濃または岩城、中清は上美濃、御上りが極上美濃となっており、時代の下るに従がい、用紙が簡素なものとなっている。弘化元年(一八四四)の「役所用紙位下之儀ニ付伺書」⁽⁵⁾で

は、勤方書付（勤方帳）の料紙は十か年ほど前までは一帖銀十四匁位の大障子を用いたが、近來二十五匁位の品を用いているので以前に復したい旨伺がっており、これについては別段相伺うべきこととの附札文言があり、以後この通り実施されたか否かは明らかでない。

勤方帳の寸法は極められているが、『地方凡例録』では縦九寸五分・横六寸七分・綴目外七分、『御勘定所定出役心得留』『勤要集』ではともに縦九寸三分・横六寸七分、さらに『勤要集』では綴六分となっている。のちに縦が短かくなつたものであろうか。綴方は『御勘定所定出役心得留』『勤要集』にカスガイトジとあり、いわゆる仮綴にし、小口紙張としたようである。なお内閣文庫所蔵の「御代官所勤方書付」三十冊・「御預所勤方書付」五十二冊、計八十二冊の寸法は右の極まりより小さくなっている。⁽⁶⁾

勤方帳の提出期限については、元文二年（一七三七）九月の申渡⁽⁷⁾に、來たる午年（同三年）より聞濟み次第正月でも二月でも早々に差出し、三月下旬皆済の分で三月中に差出しがたいものは四月一日に差出すよう心得よとあり、また延享二年（一七四五）九月の『誠齋雜記』「御勘定方勤方」のうち「御代官御預所勤方書付」の項⁽⁸⁾では、皆済以後差出させ、書面算改め等吟味をすると記されており、期日は明記していないが、皆済以後提出となっている。『御勘定所定出役心得留』では、二月に「勤方帳之事」とあり、ついで四月に「勤方帳可差出事」とあつて、二月作成、四月提出と理解される。以上のように提出期日が極まっていますが多かつたようである。宝曆八年（一七五八）五月、勤方帳下帳が近來延引に及び、しかも認方がよくないので改めに日数を費やし、清帳にも落字・誤字が多いので数度認め直させ遅くなることが多い。以來は、年中皆済衆はその年または翌春二月限、その余は翌年皆済次第五月限、七月期日のものは御勘定帳提出以前に下帳を提出し吟味を受けるよう申し渡された。⁽⁹⁾ ついで寛政元年（一七八九）三月、勤方帳下帳ならびに明細帳はこれまで皆済の上差出したが、改方手後れになるので以來取立物決定の時点で直ちに差出し置き改めを

請け、皆済の節認め入れるばかりにするように申し渡されている。⁽¹⁰⁾ さらに翌二年二月次のように申し渡されている。⁽¹¹⁾

寛政二戊年二月

申渡

御代官所当分御預所勤方帳並村鑑帳之義、近年段々差出方致延引如何之事ニ候、以来者前々御定之通勤方帳者翌年四月限、村鑑帳者其年十一月限可差出候、右帳面差出候節、左之通相添可被差出候

覚

一御代官所去酉年勤方帳

老冊

一当分御預所右同断

老冊

一何之誰立会当分御預所右同断

老冊

右之通差出申候、此外去酉年分可差出勤方帳面御座候、^(無脱カ) 以此以後可差出分致出来候ハ、其節早々其段御届可申上候、以上

戊月日

何之誰印

覚

一御代官所当戊年村鑑帳

老冊

一当分御預所右同断

老冊

一何之誰立会当分御預所右同断

老冊

右之通添書付相添可差出候、但去々申年村鑑帳先達而差出候分者、右添書付早々可被差出候、以上

戊月日

何之誰印

内閣文庫所蔵「勤方書付」提出（奥付）年一覽

| 提出 | 2年後 | 3年後 | 4年後 | 5年後 | 6年後 | 計 |
|------|--------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 安政2年 | | | 4(2.2) | 4(2. 2) | | 8(4. 4) |
| 〃 3年 | | | 2(1.1) | | | 2(1. 1) |
| 〃 4年 | | 1(1.0) | | | | 1(1. 0) |
| 〃 5年 | | | 4(4.0) | 8(3. 5) | 9(0. 9) | 21(7.14) |
| 〃 6年 | | | 3(0.3) | 40(16.24) | 2(0. 9) | 45(16.29) |
| 万延元年 | | | 4(1.3) | | | 4(1. 3) |
| 文久2年 | 1(0.1) | | | | | 1(0. 1) |
| 計 | 1(0.1) | 1(1.0) | 17(8.9) | 52(21.31) | 11(0.11) | 82(30.52) |

(註) () 内左は代官所・右は預所の数。単位冊。

右によれば四月提出が普通の極まりであったようであるし、その際右の書式の添書を一緒に提出した訳である。

寛政改革初期の同三年十月、勤方帳は以来老中方御控の提出には及ばない旨松平定信から仰せ渡されているが、寛政改革における行政簡素化の一例である。

さて、先述の内閣文庫所蔵の勤方書付の奥付年月を整理してみると上表のようになる。⁽¹³⁾ 最も早く作帳された二年後の「文久二戌年細川越中守元御預所勤方書付」の奥付年月は元治元年十一月で、最も遅いのが六年後となっており、年によって、代官所・預所の別によって、また地域によって特に著しい傾向もなくバラついてはいるが、一応五年後が最も多い。少なくともこの中には極まりである翌年の奥付年月は皆無であり、このことから幕末期には勤方帳の作帳は大巾に遅れることが多かったようである。これは年貢皆済が遅れることと密接に関係しているといえよう。

さて前に引用した『地方凡例録』の記事にも、勤方帳提出前に勤方明細帳というさらに詳細な帳簿を勘定所へ提出し、掛り勘定役の改めを受けるとある。

勤方帳下帳と同時に提出するもので、どのような記載をなすかは明らかではないが、『勤要集』が掲げる突合物銘書に、前年(前年勤方明細帳か次の御勘定帳の前年のものか不明)・御勘定帳・皆目録・納札留返納物共・御取簡帳・地方

用留・荒一村限帳（荒地起返の意）・御普請帳があり、「都而御勘定帳を元ニ立可調、但高免厘限ニ認」と記されているから、項目は勤方帳と同じ、高免も同じく厘限り、たゞ勤方帳の詳細なものと考えられる。そして勤方明細帳も勤方帳と同じく御殿御勝手方帳面方に提出するのである。

勤方明細帳は寸法の定めなく、八寸紙を用い、代官所と預所を別冊にして美濃紙四ツ手の袋に入れ、勤方帳と一緒に皆済後差出す⁽¹⁾。上書の月付は勤方帳と同月にするが、『勤要集』では皆済期月通りはその年の十二月付とするよう記してある。

みたび先の『地方凡例録』をみると、八箇条という堅紙返物を添えて提出するとあるが、八箇条の性格、内容等一切明らかになしえない。『御勘定所定出役心得留』に、勤方帳の添物として、「八ヶ条通物」があり、紙は堅九寸三分、勤方帳と同じ（大障子か）とあり、『勤要集』の「勤方書付并八ヶ条」の記事に、八ヶ条の書出しは折目より三ツ目中頃とし、勤方書付のうち代官所の袋へ入れて明細帳と一緒に出すとあるから、八箇条は大障子堅紙一紙物すなわち通物であって、『地方凡例録』の堅紙返物は堅紙通物の誤字であろうと考えるのである。

以上で勤方帳・勤方明細帳の性格がほぼ理解されたと思われるが、参考のために内閣文庫所蔵勤方書付のうち、安政六年（一八五九）の伊豆菰山代官江川太郎左衛門の代官所と預所つまり全支配所の勤方書付を「史料3」「史料4」として全文掲げておいたので参照されたい。

註

- (1) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』（近藤出版社）下巻、七六一七九ページ。
- (2) 勤方帳は独特の書法があり、たとえば「反別廿歩」は勤方帳のみ「反別式拾歩」と記す（『勤要集』）。
- (3) 『新訂寛政重修諸家譜』第七、二四五ページ。
- (4) 『日本財政経済史料』巻四、八六一八九ページ。
- (5) 『牧民金鑑』上巻、一六〇―一六四ページ。
- (6) 堅八寸七〇八分、横六寸三〇五分、綴目外三〇四分であり、補修・整本の過程で裁ち落されたとも考えられる。

- (7) 『徳川禁令考』前集第四、二一五八号、および『牧民金鑑』上巻、六四三ページ。
- (8) 『江戸叢書』巻の八、三七一一―三七二二ページ。
- (9) 『牧民金鑑』上巻、一〇〇一―一〇一ページ。
- (10) 同右、一一〇ページ。
- (11) 同右、一一三―一二四ページ。
- (12) 同右、一二五―一二六ページ。
- (13) 奥付年月のうち月付は異筆もしくは後筆のようで、皆済後御勝手方で月を記入したと推定される。また表では月付を略したが、安政六・万延元年は九月、文久三年は十・十一月、元治元年は四・五・八・十二の各月、元治二年は三月となつて統一がない。
- (14) 『御勘定所定出版心得留』『勤要集』。

〔史料3〕 安政六未年江川太郎左衛門元御代官所勤方書付 (国立公文書館内閣文庫所蔵)

(表紙)

〔安政六年亡父江川太郎左衛門元御代官所勤方書付

江川太郎左衛門〕

高三万五千貳拾九石余

検見取之分

内高三千八百九石余 定免之内破免ニ成検見入之分

此取 米三千九百貳拾三石貳斗余

永貳千八百九拾貳百文余

安政六未年御取箇

一米貳万六千七百八拾九石七斗余

高免三ツ五分余

内米貳百拾七石七斗余 反高見取并流作場之分厘

付除之

高七万四千貳百九拾石余
反高貳百六拾六町步余

武藏 相模
伊豆 駿河

亡父江川太郎左衛門

元御代官所

高三万九千六拾壹石余

定免之分

外高三千八百九石余 定免之内々水損ニ付破免検見

入ニ成候分

米六千七百八拾五石三斗余 米三百五拾四石七斗余

安政五年々減

此取 米貳千八百六拾壹石九斗余

永五千百拾壹貳百文余

内米三拾七石壹斗余 反高見取并流作場之分

此計立七千七百七拾三石余

永八千壹貫七百文余 永拾貳貫五百文余 安政五年年々減

内 永七拾貳貫貳百文余 反高見取并流作場之分

此米貳万四石三斗余

内 米百八拾石五斗余 反高見取并流作場之分

内

米六百四拾石八斗余

金納ニ成

此金九百四拾五兩壹分永貳百文余 但金老阿ニ付 米六斗七升七合余替

米三千四百三拾石三斗余

品々 渡方

金千六百六拾兩壹分余

是者宿々継飛脚問屋給御林守山守給渡船守天城箱根山

守八王子千人同心御扶持太餅米粃大豆菜種代米永御廻

米諸賃出役手代其外諸御扶持并置米等渡方之分

右引残而

米三千九拾五石八斗余

米千四拾八石六斗余

内 是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

米貳千四拾七石壹斗余

是者浦賀御蔵江去ル申閏三月迄上納仕候

金七千貳百八拾六兩三分余

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

一諸運上小物成口米金

米四百貳拾七石余 米八石余

米貳百九拾石三斗余

安政五年年々増

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

内 米百三拾六石七斗余 金納ニ成

此金貳百拾八兩貳分余

但金老阿ニ付 米六斗七升七合余替

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

金貳千三百九拾兩余 金百拾九兩貳分余 安政五年年々減

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

大豆三拾九石六斗余

金納ニ成 安政五年年々無増減

此金九拾四兩三分余

但金老阿ニ付 大豆四斗壹升八合余替

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

荏四斗余

金納ニ成 安政五年年々無増減

此金貳分余

但金老阿ニ付 荏六斗八升七合余替

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

菜種拾九石四斗余

安政五年年々無増減

是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

漆八拾六貫七百日余

安政五年年々無増減

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

古御代官貸方金類燒家作機具代類燒相統

病難御救夫食種代農具代相統御手当夫食

種粃代諸拝借飢夫食代脇本陣類燒人馬役

旅籠屋拝借類燒本陣脇本陣問屋場人馬役

但 旅籠屋拝借類燒小屋掛料急夫食代風災急

難御手当風災相統拝借用水自普請地震御

救拝借種粃代病難御救拝借返納年賦割合

一返納物

之通去ル未年分取立之江戶御金藏江去ル
申正月迄上納仕候

本高

金壹万四千七百七拾九兩壹分余

内金五千九百四拾九兩三分余 安政五年迄返納

金六百貳拾七兩壹分余

外金五百九拾六兩貳分余 去ル未壹ヶ年延之分

一修復御普請

此御入用 米六拾四石八斗余
金貳千六百八拾七兩余

外

人足六千七百六拾人余

百姓役

是者武藏相模伊豆駿河国村々堤川除用水路用水堰樋類潮除
浪除并御関所修復板橋土橋掛替等破損仕候場所去ル未年御
修復之儀願出候ニ付吟味伺之上御勘定奉行掛ニ而御入用米
金等被下置其余者百姓役ニ而同年修復相濟申候

一國役普請

金百貳兩壹分余
此入用 金九百貳拾兩貳分余

十分一御入用
國役割ニ成候分

是者武藏国村々堤川除夏秋度々之出水并連々破損仕候場所
去ル未年御修復之儀願出候ニ付吟味伺之上御勘定奉行掛ニ
而十分一御入用被下置其余者国役割を以同年修復相濟申候
質屋稼莫加永

一金四拾壹兩永貳百文

是者武藏国多摩郡元八王子村外八拾貳ヶ村ニ而新規質屋稼
仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々寅迄貳拾ヶ年季申付
書面之莫加永同年々取立之上納仕候

一金三分余

質屋稼莫加永

是者相模国津久井県佐野川村外壹ヶ村ニ而新規質屋稼仕度
旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々寅迄貳拾ヶ年季申付書面
之莫加永同年々取立之上納仕候

一金拾四兩

右 同 断

是者同国高座郡藤沢宿外六ヶ村ニ而新規質屋稼仕度旨願出
候ニ付吟味伺之上去ル未々寅迄貳拾ヶ年季申付書面之莫加
永同年々取立之上納仕候

一金壹兩永貳百文

右 同 断

是者同国鎌倉郡大鐸町外壹ヶ村ニ而新規質屋稼仕度旨願出
候ニ付吟味伺之上去ル未々寅迄貳拾ヶ年季申付書面之莫加
永同年々取立之上納仕候

一永貳百文

右 同 断

是者伊豆国賀茂郡長津呂村ニ而新規質屋稼仕度旨願出候ニ
付吟味伺之上去ル未々寅迄貳拾ヶ年季申付書面之莫加永同
年々取立之上納仕候

一永百文余

右 同 断

是者武藏国多摩郡四ヶ谷村ニ而新規質屋稼仕度旨願出候ニ
付吟味伺之上去ル未々辰迄拾ヶ年季申付書面之莫加永同年
々取立之上納仕候

一金三兩三分永百文余

右 同 断

是者相模国津久井県吉野宿外九ヶ村ニ而新規質屋稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々辰迄拾ヶ年季申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

上納仕候

起返田高三石壹斗余

此反別五反步余

此取米三斗余

一永百文余

質屋稼冥加永

是者武蔵国多摩郡上平井村ニ而新規質屋稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々亥迄五ヶ年季申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

起返反高畑

此反別六反步余

此取永四拾文余

一金貳分

山 葵 冥 加 永

是者伊豆国君沢郡山中新田ニ而新規山葵稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々亥迄五ヶ年季申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

是者前々荒地之内を去ル未年起返同年を御取箇附申候

荒田畑高七百七石七斗余

此反別九拾町貳反步余

此減 米百八拾七石余

永六貫五百文余

一金貳分

海草并海老漁運上

是者同国賀茂郡八幡野村ニ而新規海草并海老漁稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々亥迄五ヶ年季申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

荒反高畑

此反別九町四反步余

此減 米壹斗余

永壹貫八百文余

一金貳兩貳分

干天製法稼冥加永

是者相模国足柄下郡箱根宿ニ而新規干天製法稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々酉迄三ヶ年季申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

荒見取田畑

此反別八町步余

此減 米貳石五斗余

永六百文余

一金壹分

鯉網冥加永

是者駿河国駿東郡徳倉村ニ而新規鯉網稼仕度旨願出候ニ付吟味伺之上去ル未々年請申付書面之冥加永同年を取立之上納仕候

荒流作場畑

此反別壹反步余

此減永拾文余

是者去ル未年夏秋度々之大風雨出水ニ而川欠川成押堀

山崩洞拔石砂入等之荒地ニ相成申候

一民屋損失

七拾八軒

是者武藏国多摩郡上川口村百姓卯之助家去ル未正月五日

出火家老軒同国同郡伊奈村百姓万次郎家同月十八日出火

家数拾六軒同国同郡友田村百姓平兵衛家同二月二日出火

家老軒同国同郡檜原村百姓久右衛門家同六月六日出火家数八

軒同国同郡中藤村百姓元右衛門家同廿五日出火家老軒駿

河国駿東郡一本松新田名主五郎左衛門家同四月十五日出

火家数貳軒武藏国多摩郡檜原村之儀同七月十二日廿五日

之大風雨出水ニ而同村年寄次郎右衛門外六人家流失家数七

軒同国同郡川野村右同断同村百姓長兵衛家流失家老軒同国

同郡川井村右同断同村百姓由右衛門外壠人家流失家数貳軒

同国同郡棚沢村右同断同村百姓権右衛門外三人家流失家数

四軒同国同郡上海沢村右同断同村百姓藤兵衛外貳人家流失

家数三軒同国同郡上川口村右同断同村百姓金右衛門家流失

家老軒相模国津久井县関野宿右同断宿百姓三右衛門家流失

家老軒同国同县寸沢嵐村右同断同村百姓五右衛門外六人家

流失家数七軒同国同县中野村右同断同村百姓久兵衛家流失

家老軒同国同县三井村右同断同村百姓十右衛門外三人家流

失家数四軒同国同县大井村右同断同村百姓四郎兵衛外七人

家流失家数八軒伊豆国君沢郡土肥村右同断同村百姓市兵衛

外三人家流失家数四軒相模国高座郡鶴沼村百姓市左衛門家

同九月十日出火家老軒武藏国多摩郡下長房村百姓馬之助

家同十二月二日出火家老軒同国同郡上川口村百姓次右衛

門家同月十八日出火家老軒同国同郡福生村百姓源七家同

月廿五日出火家数三軒都合書面之家数損失仕候

外

安政五年年

一米千四百五拾老石余

置米残

是者武藏相模伊豆駿河国村々去ル午年諸渡方置米残去ル未

年新米ニ引替江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

一金拾兩壹分

御困置稗御私代御貸附金去

ル卯未迄五ヶ年御下戻之

内渡方残置金

是者相模国村々前々御困置稗御私代御貸附元金百七拾貳兩

年五分之利金八兩貳分余宛去ル寅年迄年々御下相成候処

去ル卯年御貸附御主法替被仰出右利金半高金四兩壹分余同

年未迄五ヶ年之間御下戻相成候分之内藤沢宿御困置藏敷

地代并番人給共相渡殘金之儀者追而永続之主法取極候迄私

役所江備置申候

一米六石三斗余

津浪流失米返納

是者伊豆国村々去ル寅年地震津浪ニ而同年御年貢米之内河

岸出之分米六拾三石余及流失候ニ付吟味向之上卯子迄拾

ヶ年賦返納之積去ル未年分取立之江戸御蔵江申十二月迄

上納仕候

寛政十年年

一錢三百貫文

宿々御田錢

此金四拾六兩貳分余

但 金老兩二付
錢六貫四百文余替

是者東海道原吉原兩宿非常為手當御田錢被仰付錢相場吟味之上御買上相成候分右貳ヶ宿江田置申候

一米貳百六拾五石五斗

八王子千人同心御扶持
石代置金
但 金老兩二付
米八斗壹升三合余替

此金三百貳拾六兩余

是者八王子千人同心御扶持米去ル午年御物成米之内置米ニ仕翌末年石代金ニ而相渡候分

一米四拾石

宿々御田米

是者東海道筋非常為手當寛政九巳年御田米被仰付田立候分

原吉原式ヶ宿江田置申候

一粍貳百九拾壹石四斗余

御田穀詰戻溜穀

此米百四拾五石七斗余

是者相模国村々前々御田穀御払代御貸附利金之内諸渡方殘金ヲ以追々御買上相成候溜穀東海道藤沢宿江田置申候

一稗四百八拾六石余

御買上御田穀

是者同国村々前々御田穀御払代御貸附利金之内諸渡方殘金ヲ以追々御買上相成候分東海道藤沢宿江田置申候

一米貳百三拾五石

宿々御田穀

是者東海道箱根宿外式ヶ宿御田米五百四拾石之内去ル實地震ニ付急難為夫食米三百五石右三ヶ宿江貸渡殘米書面之通

右宿々江田置申候

一米百五拾貳石五斗

御田穀之内夫食代
拜借詰戻

是者右同断箱根宿外式ヶ宿御田米五百四拾石之内去ル實地

震災急難為夫食米三百五石貸渡去ル卯を子迄拾ヶ年賦壹ヶ年米三拾石五斗宛詰戻之積去ル卯辰巳午未五ヶ年詰戻之分

右宿々江田置申候

一金貳千四拾三兩貳分余

米価差出金

是者武蔵相模伊豆駿河国村々々文化六巳年米価為引立御買上米代金為差出上納仕有之候内追々御下戻相成書面之殘金

年々御勘定元払ニ組可仕上分

天明八申年
寛政二戌年迄三ヶ年

一粍百三拾壹石九斗余

貯穀二十分一御下穀

此米六拾五石九斗余

是者右同断村々凶年之節為手當貯穀被仰付貯高二十分一御下穀之分年々新粍ニ引替村々郷蔵江詰置申候

新規御普請

郡中割普請

一御入用之外大儀之普請

新田畑開発

夫食貸

不時御救

右之分無御座候

右者亡父江川太郎左衛門元御代官所安政六未年御取箇其外書面之
通御座候以上

元治元子年五月

江川太郎左衛門

〔史料4〕 安政六未年江川太郎左衛門元当分御預所勤方書付〔国立公文書館内閣文庫所蔵〕

(表紙)

一米五千貳拾四石七斗余

高免三ツ四分余

〔安政六未年亡父江川太郎左衛門元当分御預所勤方書付

内米三拾九石七斗余 反高見取之分厘附除之

江川太郎左衛門〕

内

米九拾五石三斗余 米貳百七拾七石六斗余 安政五午年ノ

減

高壹万四千五百壹石余

武藏国

亡父江川太郎左衛門
元当分御預所

反高拾六町九反歩余

内米貳斗余

見取之分

内

高貳千四百七拾三石余

定免之分

永千九百七拾壹貫七百文余 安政五午年ノ無増減

外高千五百八拾壹石余

定免之内ノ水損ニ付破免檢

内永拾五貫七百文余 反高見取之分

見入ニ減候分

此米四千九百貳拾九石三斗余

内米三拾九石四斗余 反高見取之分

此取 米七拾四石九斗余

内

高壹万貳千貳拾八石余

檢見取之分

米貳拾八石五斗余 金納ニ成

内高千五百八拾壹石余

定免之内破免ニ成檢見入之

此金三拾八兩壹分永貳百文余

但 金壹兩ニ付
米七斗四升壹合余

分

米拾七石壹斗余

品々 渡方

此取 米貳拾石四斗余

金拾六兩貳分永百文余

永千六百貳貫六百文余

是者餅米粳三割増米永大豆菜種代米永野廻御扶持并置

安政六未年御取箇

米等渡方之分

右引残而

米五拾五石壹斗余

是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

金千九百九拾三兩貳分余

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

一諸運上小物成口米金

米四拾石壹斗余 米拾石五斗余 安政五年年々減

米七石五斗余

内 是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

米三拾貳石五斗余 金納ニ成

此金四拾兩余

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

金百六拾九兩貳分余 金九兩貳分余 安政五年年々増

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

大豆貳拾壹石三斗余 金納ニ成 安政五年年々無増減

此金五拾壹兩貳分余

是者江戸御蔵江去ル申三月迄上納仕候

菜種拾石六斗余

是者江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

類焼相続水難相続拝借

年賦割合之通去ル未年

分取立之江戸御蔵江

去ル申正月迄上納仕候

一返納物

本高

金百九拾壹兩壹分余

内金百六拾六兩三分余 安政五年年々返納

去ル未年可取立

金拾八兩余

定法之通

一修復御普請

此御入用

米三七七斗余

金六拾壹兩三分余

外

人足四百九拾人余

百姓役

是者武蔵国入間郡上南畑村堤川除用悪水路種類等破損仕候

場所去ル未年御修復之儀願出候ニ付吟味伺之上御勘定奉行

掛ニ而御入用米金等被下置其余者百姓役ニ而同年修復相済

申候

一国役普請

金三拾三兩余

十分一御入用

此入用 金貳百九拾七兩貳分余 国役割ニ成候分

是者武蔵国入間郡黒須村堤川除夏秋度々之出水并連々破損

仕候場所去ル未年御修復之儀願出候ニ付吟味伺之上御勘定

奉行掛ニ而十分一御入用被下置其余者国役割ヲ以同年修復

相済申候

一金拾貳兩貳分余

質屋稼異加永

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

是者武藏国入間郡上新井村外三拾壹ヶ村ニ而新規質屋稼仕
度者願出候ニ付吟味伺之上去ル未_レ寅迄貳拾ヶ年季申付書
面之冥加永同年_レ取立之上納仕候

外

安政五午年

一米拾七石

置米 残

是者武藏国村_レ去ル午年諸渡方釐米残去ル未_レ年新米ニ引替
江戸御蔵江去ル申十二月迄上納仕候

一粃貳拾三石壹斗

御 田 穀

此米拾壹石五斗余

是者武藏国村_レ前_レ御田穀御払代御貸附利金之内諸渡方残
金ヲ以御買上相成国置候内去ル未_レ年夫食貸渡残書面之通同

国入間郡村_レ江田置申候

一粃九拾壹石八斗

御田穀之内夫食貸渡

此米四拾壹石九斗

是者前書武藏国村_レ御田穀粃百拾四石九斗之内粃九拾壹石
八斗水災為夫食同国入間郡村_レ江去ル申_レ子迄五ヶ年賦壹

ヶ年粃拾八石三斗六升宛詰尿之積貸渡申候

一粃百九拾八石三斗余

御買上御田穀

是者武藏国村_レ前_レ御田穀御払代御貸附利金之内諸渡方残
金ヲ以御買上相成候分同国入間郡所沢村江田置申候

一粃貳拾壹石石余

此米拾石五斗余

是者武藏国村_レ凶年之節為手当貯穀被仰付貯高二十分一御
下穀之分年_レ新粃ニ引替村_レ郷蔵江詰置申候

新規 御 普 請

郡 中 割 普 請

御入用之外大儀之普請

新田 畑 開 発

一起 返 田 畑

荒 田 畑

民 屋 損 失

夫 食 貸

不 時 御 救

右之分無御座候

石者亡父江川太郎左衛門元当分御預所安政六未_レ年御取箇其外書面
之通御座候以上

元治元子年五月

江川太郎左衛門

天明八申年_レ三ヶ年
寛政二戌年迄

貯穀二十分一御下穀

4 年貢米金皆済目録

年貢皆済目録は村方文書中に多く残されている一般的な文書の一つである。これは村方皆済目録というものであり、その説明は今さら詳説することもないが、いまその解説の記事を『地方凡例録』より抜き出せば次のようである。

一 代官役所より村方へ渡す皆済目録は、村々年貢米金銀を役所へ納むるとき、一村限りに通帳を村方へ渡し置、上納の度毎当番の手代、請取の役所元帳と通帳に記し、金銀に添へ元締手代へ差出せば、元締之を受取り、押切印形致し、通帳は村方へ渡す、又村方へ手代を差出して取立るときは、手代姓名にて受取書をわたす、之を小手形と唱へ、米は浅草御蔵へ納め、蔵奉行より納札相渡る、納札と云は、其日納めたる俵数を小直紙に書く、右は何の御年貢米受取候段、藏めたる金の納札も、右同、米金銀とも皆済の上、右通帳小手形等を役所へ差出せば、皆済目録に引替之を受取り、証掘と録金奉行連印にて渡る。して村方へ渡し置く、右の二帳とも仕立方の振合末に記せり、右三品の書物を地方の三帳と唱へ、高取米金銀・小物成・高掛り其外諸納物高内引とも、三帳の員数少しも違はざる様相仕立、郷帳・皆済目録は御勘定所へ差出し、割付并に村方皆済目録は、代官調印の上村方へ渡し、若し公事訴訟等ある時は証掘になす大切の書物なり、これに対し、ここでいう年貢米金皆済目録は、代官が御殿皆済方へ帳面に仕立てて提出するものであり、これまた『地方凡例録』の説明を左に引用しておこう。

一 年貢米金皆済目録

是れは年貢米金皆済致したる上帳面を仕立、代官調印致し、殿中皆済方へ差出す、国郡訳、定免検見訳等致さず、一支配惣繰りにて高を記し、本途・見取米永・高掛り・小物成口米永・諸運上・分一米金等米へ計り立を付、其外諸払物代金等まで、納むべき品々を残らず一口限り元に記し、石代の分は内訳致し、代金を付て此払を立て、元払勘定に合せたる帳面なり、此帳面を皆済方へ差出し、地方元払、御金蔵元払とも追々取置たるを、置証文置証文とは、年季ある類、

或は其品に依りて永・元に組むか、私に立るか。当証文当証文は其年限り元私ひの証文にして、勘定を仕上げ、証を差出せば証文合とて、皆済目録の証文、何ヶ年にも用ゆるを置証文と云。文に引合せ済めば上げ証文に成り、御勘定処に留るなり。但し精入半、切に認む。

廉々に突き合せありて、調べ済たる上勘定奉行へ皆済届書差出す、届書振合左のごとし但し精入半、切に認む。

私御代官所当分御預り所、武蔵・上野・下総国高六万六千五百廿石九升八合八勺四才、反高式百三十九町貳反九畝廿七步、新塩浜反高壹町六反九畝拾步、去丑年御物成米五千貳百四拾六石壹斗壹升壹合四勺五才、米廿四石七斗六升六合五勺、去子年置米・残米とも、去丑年十二月廿九日より当寅二月晦日まで、浅草御蔵へ上納仕金七千五百八十壹兩貳分永百八拾三文七分五厘、去丑年六月廿六日より当寅五月廿六日迄、江戸御金蔵へ上納仕候、

一 小物成并に口米代・御蔵米入用等、去丑年取立べき分米三石貳斗九升八合、去丑十二月廿九日より当寅二月晦日まで、浅草御蔵へ上納仕金千百廿八兩壹分永百三十九文四分九厘、去丑六月廿九日より当寅五月廿六日まで、江戸御金蔵へ上納皆済仕候に付御届申上候、以上、

寅七月

何之証

皆済目録は、国郡訳・定免検見訳等をせず、一支配総繰りにて高を記し、本途・見取・高掛物・小物成・口米永・諸運上分一等に計り立を付け、そのほか払物代金まで御蔵・御金蔵へ納めるべき品を一口限り記し、石代の方は内訳して代金を記し、元払勘定に合わせた帳面である。置証文・当証文を差出せば、証文合わせがあり、勘定奉行へ皆済届書を提出する。

この帳面は八寸紙帳面で寸法はなく、代官所・預所は一冊ずつ別帳にし、袋に入れて御殿皆済方に提出する。これも印物で代官が調印し、上納米金等の員数を下札にして付ける。これに前記の如き書式の「同年御物成米金皆済御届書」一通と、美濃紙かすがい綴の「皆済目録之内郷帳突合書付」一冊を同じ袋に入れて提出するのである。③奥書は、右者私御代官所当分御預所遠江三河国去々午御物成米金皆済目録書面之通御座候以上

文政七申年月

御勘定所

羽倉外記印

とする。

上書は、

御代官所

当分御預所

遠江 三河 国去々午御物成米金其外皆済目録

羽倉外記

と記し、袋上書は、

御代官所

当分御預所

別廉当分御預所

遠江 三河 国寅御物成米金納払皆済目録

老冊

外

寅年御物成米金皆済御届書

老通

遠江 三河 国寅年御成箇郷帳書抜

老冊

平岡次兵衛

のように記す。

皆済目録の組方突合銘書は、前年（前年皆済目録か）・大積明細帳・御取箇帳・郷帳胴尻・当御証文・大積納訳四半・米金銀納札・諸拝借返納札留・納札調返納共・皆済一件算入寄付・御証文寄付であり、皆済の後証文類証印が済んだ上

幕府勘定所勝手方記録の体系（大野）

で提出する。突き合わせは、期月前皆済は掛り掛りで、期月通り・期月後れ皆済は御殿皆済方で行なわれる。御殿での突き合わせには郷帳との照合が行なわれるので郷帳書抜が用いられるが、期月前皆済の場合は掛りが郷帳方とも突き合わせをするので、右の郷帳書抜は用いない。

ところで、年貢の皆済期月は筋々によって正月から七月までのうちに定められているから、皆済目録は原則として皆済期月までに作帳される筈である。しかし未進があつて皆済が遅れがちになることは周知の事実である。

さて、代官役所より村方に対しては、通帳押切印形または小手形によって受取書を発行し、皆済になると通帳・小手形を役所に差出せば皆済目録が代官調印の上村方に渡されるのである。また、米・金銀はそれぞれ御蔵・御金蔵へ納めれば、蔵奉行・金奉行より納札が渡される。

この村方皆済目録は通常一紙書付であり、村の名主・組頭・惣百姓宛に出されるものである。これらを郡・国ごとに下帳に記し、総計の部分が、皆済方へ提出する年貢米金皆済目録になると考えられる。皆済方受領の皆済目録は現存していないし、代官文書の中にも存在しない。しかし、皆済目録寄というものがこの下帳に当たると思われるし、その性質上村方皆済目録と同じであるから、村ごとの皆済目録を一帳に仕立てた皆済目録下帳を参考にすることはできよう。本項では、「史料5」として江川家文書の伊豆韭山代官所「文政十三年伊豆国賀茂郡寅皆済目録」の一部を抄録して紹介しておく。

註

(1) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』（近藤出版社）下巻、六

八一六九ページ。

(2) 同右、六七―六八ページ。

(3) 『御勘定所定出役心得留』。

(4) 以上『勤要集』。

〔史料5〕 伊豆韮山代官所文政十三年伊豆国賀茂郡寅皆濟目錄（江川文庫所蔵江川家文書）

〔表紙〕

〔文政十三年〕

伊豆国賀茂郡寅皆濟目錄

〔韮山扣〕

（表紙裏）

三分一

米六斗八升壹合九夕六才

三分二

米六斗四升四合貳夕九才

太餅米四斗八升八合

同糶八斗七升貳合

高貳百九拾石八斗三升壹合

一米六拾六石九斗七升九合

此計立七拾石八斗六合

一米八斗四升

此計立八斗八升八合

一米貳斗壹升三合

此計立貳斗貳升五合

一米壹石九斗四升四合

此計立貳石五升五合

此代永三貫百八拾九文六分

一永百五拾文

一永貳百拾四文壹分

一永壹貫文

一永四拾文九分

一米壹斗七升四合

此計立壹斗八升四合

此代永貳百六拾九文八分

一米五斗八升貳合

此計立六斗壹升五合

此代永九百壹文八分

一米九升七合五夕

此糶壹斗九升五合

一米壹石九斗九升

米七拾四石六合五夕

永六貫四百九拾三文三分

右納弘

米九升五合

此代永百九拾四文七分

米壹斗三升

年、苗下

鉄 炮 役

山 役 定 納

丑七月、中三ヶ年季
辰六月迄

石灰焼立莫加永

口 永

御伝馬宿入用

六尺給米

貯穀二十分一御下穀

去丑置居米

太餅米石代

同糶石代

幕府勘定所勝手方記録の大系（大野）

此粗式斗六升

此代永式百九拾八文式分

米六升七合

米九升七合五夕

此粗式斗九升五合

米壹石七斗五升

米式斗四升

米壹石九斗七升壹合五夕

米式拾三石式斗壹升九合

此代永三拾四貫四拾七文五分

米壹石式斗九升九合九夕

命 納合 米四拾五石壹斗三升六合六夕
永四拾壹貫三拾三文七分

外永三拾四文式分

高九拾六石三斗壹升壹合

(中 略)

高拾六石三斗七夕五才

一米九石五斗三升九合

此計立拾石八升四合

一米式斗八升七合

此計立三斗三合

一米拾八石壹斗五合

此計立拾九石壹斗四升

一米七斗九升八合

此計立八斗四升四合

此代永壹貫三百拾文

一米三貫四百式拾文

一米式拾貫貳百拾七文

一米百五拾壹文

一米拾貫六百四拾壹文

一米壹貫貳拾八文三分

一米壹升

此計立壹升壹合

一米三升三合

此代永拾六文壹分

此計立三升五合

此代永五拾壹文三分

一米四拾文八分

一米六貫百五拾四文六分

米式拾九石五斗式升七合

永四拾三貫三拾壹文壹分

成々寅迄五ヶ年季 鰯網運上

口 米

當寅六月、中五ヶ年季 鰯網吳加永

亥二月、中拾ヶ年季 薪着分一

定納 檳柑運上

年々高下 船 役

口 永 御伝馬宿入用

六尺給米

御藏前入用

成々寅迄五ヶ年季 類焼拝借返納

見 取

包分銀

湯ヶ野村

網代村

本 途

右納私

米拾石三斗八升七合

此代永拾五貫貳百三拾壹文壹分

米拾九石壹斗四升

此代永貳拾八貫六拾六文六分

① 納合永八拾六貫三百貳拾七文四分

外永七拾壹文九分

高八拾三石七斗貳升貳合

(中略)

高六百四拾三石貳斗九升九合

一米百六拾三石六斗八升六合

此計立百七拾三石三升九合

一米三斗七升七合

此計立三斗九升九合

一米貳石

此計立貳石壹斗壹升四合

一米四石七斗四升五合

此計立五石壹升六合

此代永七貫七百八拾五文三分

一米六百九拾九文七分

三分一
石代金納

一永貳拾五文
一永四貫三百七拾六文
一永百五拾三文

三分一
小物成米石代

一米三斗八升六合

金納

此計立四斗八合

一米壹石貳斗八升七合

包分銀

此代永壹貫九百九拾五文七分

八幡野村

一永壹貫六百八文貳分
一米三斗九合九夕

熱海村

此粗六斗壹升九合

合 米百七拾五石八斗六升壹合五夕
永拾七貫貳百四拾壹文貳分

右納私

米貳斗六升

此代永五百三拾貳文八分

米三斗五升七合

此粗七斗壹升四合

此代永八百拾八文八分

米壹斗八升五合

米三斗九合五夕

此粗六斗壹升九合

酒造真加永
于今辰造五ヶ年季
出物分一

口 永

御伝馬宿入用

六尺給米

御藏前入用

貯穀二十分一

御下穀

太餅米石代

同粗石代

餅米糶三割
増米渡
貯穀二十分一
御下穀

餅米糶三割

増米渡

貯穀二十分一

御下穀

幕府勘定所勝手方記録の大系(大野)

年、高下

万船役

米四石八斗九升壹合九勺

御廻米運賃

二八八

米壹斗七升八合
永三文壹分

命 納合 米百六拾九石八斗五升八合壹勺
永拾八貫五百九拾貳文八分

右納払

外永拾五文五分

包分銀

米八升九合
米八升九合

天城山守給当寅
年分
来卯年臨時引
当置米

高九拾三石三斗五升

(中略)

初 嶋

命 納合永三文壹分

外永なし

包分銀

高七拾八石貳斗九升五合

(中略)

新井村

(中略)

柳瀬村

高百拾五石九斗壹升三合

(中略)

大川村

(中略)

冷川村

高百七石六斗六升六合貳勺七才

(中略)

見高村

(中略)

中原戸村

高四拾九石八斗六升貳合貳勺八才

(中略)

宇佐美村

(中略)

原保村

一米八升四合

此計立八升九合

見 八幡村

(中略)

戸倉野村

一米貳合

此計立貳合

口 米

(中略)

菅引村

此代永三文壹分

一米八升九合

去丑置居米

一米なし
此計立なし

鈴木隼人知行
池
見 取

一米なし

此計立なし

合 米なし

永なし

納合 米なし
永なし

(中略)

小以高千五百七拾五石五斗五升式夕七才

一米四百壹石六斗七升九合三勺

此計立四百貳拾四石六斗三升式合

一米貳石貳斗九合

此計立貳石三斗三升五合

一米拾石七斗七升四合壹勺

此計立拾壹石三斗九升

〔米〕寄不足

一米拾八石壹斗五合

此計立拾九石壹斗四升

一米拾貳石三斗六升五合

此計立拾三石七升式合〔米〕寄不足

此代永貳拾貳百八拾九文

〔米〕寄不足

口 米

大久保飛騨守知行
白田村

拾ヶ村

本 途

見 取

小 物 成

戌ノ真造五ヶ年季
鱧網運上

口 米

一永六貫五百拾六文六分壹厘六毛

口永掛
一永百五拾壹文

一永拾六貫貳百四拾八文貳分

一永三貫文

一永三貫四百貳拾文

一永四貫五百五拾四文

一永六貫三百貳拾五文五分

一永三百文

寄計
一永三拾貳文

寄計
一永拾五貫貳百拾五文

寄計
一永六百文

一永六貫四百四拾文

寄計
一永八百文

一永四貫三百七拾六文

一永貳拾五文

一永三百文

一永五貫六百拾六文五分

山役 檣柑役
小物成 檣柑役
御着役 川役

定額
檣柑運上

年々高下
万 船 役

子ノ西造拾ヶ年季
當買六月ノ中五ヶ年季
未五月迄
鮪網冥加永

戌ノ未迄拾ヶ年季
新着分一

亥ノ申迄拾ヶ年季
右 同 断

年々高下
鉄 炮 役

亥ノ卯迄五ヶ年季
所天草運上

子ノ寅迄三ヶ年季
出物分一

亥ノ卯迄五ヶ年季
山葵冥加永

當買六年迄五ヶ年季
鮑米螺海老運上

戌十二月迄中五ヶ年季
山葵運上

子ノ辰迄五ヶ年季
出物分一

酒造冥加永

西十月ノ中五ヶ年季
寅九月迄 山葵冥加永

亥ノ卯迄五ヶ年季
出物分一

亥二月中拾ケ年季
酉正月迄

薪着分一

当寅申迄七ケ年季

櫛運上

当寅申迄七ケ年季

石灰焼立冥加永

辰六月迄

所天草運上

子辰迄五ケ年季

山葵冥加永

卯七月迄

御蔵前入用

貯穀二十分一御下穀

去丑置居米

流鯨十分一運上

御林下御払代

一米六斗八升貳合

此粗粍石三斗六升四合

一米四石七斗壹升八合

一米三貫八百文

一米五百貳拾九文八分

米四百六拾貳石八斗九升七合

永百九拾八貫三百六文壹厘六毛

右納払

米五斗四升貳合

此代永壹貫百拾文七分

米七斗四升四合五夕

此粗粍石四斗八升九合

此代永壹貫六百七文八分

米三斗八升六合

米百石六斗五升九合

此代永百四拾七貫六百貳文五分

米貳拾三石八斗四升四合

此代永三拾四貫九百六拾三文九分

米六斗八升貳合

此粗粍石三斗六升四合

米四石貳斗三升八合

餅米糲三割増

米渡

石代金納

小物成米石代

貯穀二十分一

御下穀

天城山守給当寅年分

寄計 一永三拾七貫五百四拾七文

一永五貫六百五拾四文三分

一永壹貫文

一永五貫文

寄計 一永百文

一永三貫

掛永百五拾三貫三拾貳文壹分壹厘六毛

内永五拾貳貫三百六拾九文三分 寄計

外永百五拾壹文

一永四貫五百九拾壹文 寄不足

内永壹貫五百七拾壹文壹分

一米九斗四升五合 寄過

此計立九斗九升九合 寄過

此代永壹貫四百六拾四文九分 寄過

一米三石壹斗五升壹合 寄過

一米三石壹斗五升壹合 寄過

此計立三石三斗三升壹合 寄過

此代永四貫八百八拾四文五分 寄過

一永三貫九百三拾八文九分 寄過

一永六貫百五拾四文六分

御蔵前入用

六尺給米

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

御蔵前入用

米四斗八升

右同断野扶持右同断

米貳百九拾九石貳斗七合六分

(卷)「内米卷合 寄不足」

江戸御廻米

米四石六斗八升五夕

来卯年諸渡方

納合

米拾八石八斗四升八合

同 買 納

米八石五斗八升五合四夕

(朱)「外米卷合 寄過」

引当置米

永三百八拾三貫六百九拾文七分壹厘六毛

(朱)「外五文九分 寄過」

米七石四斗七升四合四夕

(朱)「外米卷合 寄過」

豆州東浦積御廻米

内永五拾三貫九百四拾文四分 寄計

百石ニ付貳石八斗八升

外永三百拾九文七分(朱) 包分銀

(外七分 寄過)

此御廻米貳百五拾九石五斗貳升八合六分

内永四拾四文 寄計

内 米貳石壹斗壹升壹合

右同断百石ニ付貳石八斗

右者去寅御年貢米金小物成共相納相違無之ニ付小手形引替替濟目録遣之候重而如何様成小手形出候共可為反故者也

此御廻米三拾九石六斗七升九合

天保二卯年三月 江太郎左衛門

小以 米百四拾四石八斗四升壹合四夕

永百八拾五貫三百八拾四文七分

(朱)「外三分 寄過」

右村

名主

組頭

米三百拾八石五升五合六分

(朱)「内米卷合 寄不足」

百姓代

5 納払明細帳

納払明細帳は代官所・預所におけるその年の浅草御蔵(その他の幕府の御蔵も含む)・御金蔵へ納めるべき一切の諸納物を組み入れ、村方渡の米金等もすべて払に立て、ただ地方勘定帳に組まない分は外書として最後に記し、勘定仕上げの元払になす帳簿である。ここでも『地方凡例録』の説明を左に引用しよう。

一 納払明細帳と云は、右取箇帳・郷帳に載たる諸納物は勿論、年々増減の諸運上分一、或は御林立枯・御普請古

幕府勘定所勝手方記録の大系(大野)

木・古鉄物払代、又は欠所物・過料金等、凡て浅草御蔵・御金蔵へ納むべき品々、一事も洩さざる様に組入、地方組の元に成なり、又村々へ渡すべき品々、是亦残りなく払に立て、諸拝借・返納米金地方に組ざる分は、外書に於て勘定仕上の元払に成帳面にして、殿中皆濟方へ差出し証文合もあり、仕組方は末に雛形を出す、

提出は勘定所御殿御勝手方の皆濟方へ直接に十二月中に行なう。用紙は八寸紙とし、銚綴にして袋に入れるが、寸法は定められていない。⁽³⁾弘化元年(一八四四)の「役所用紙位下之義ニ付伺書」では、御物成納払明細帳は八寸紙を美濃紙にしたき旨伺っている。⁽⁴⁾

『勤要集』には、大積納払明細帳改方として、前年(前年の納払明細帳の意か)・当証文留・御取箇帳・置証文留・地方組拝借返納留・御廻米御割賦留・諸賃伺留・相場書上留・御貸附留・寄付・掛出しシハリ・此外品々心付くべきことが記され、右の名目を認めて帳面表紙に張り付け、組方改方をするようになっていた。また最寄替・私領渡ある高は外朱書に記す。

納払明細帳を提出すると、その胴尻(総計)を書き抜き、大半紙に認め、元締が奥印をする。これが大積御届である。⁽⁵⁾

納払明細帳は、岐阜県立図書館所蔵飛騨郡代高山陣屋文書の中に、「飛騨国御物成米納払大積明細帳」が文久二・三・慶応二・三・明治三年と計六冊(明治三年は二冊)、明治元一四年「飛騨国能登国租稅納払明細帳」が十六冊、同館所蔵明治期岐阜県庁事務文書の中に明治三年の「美濃国伊勢国辰租稅納払明細帳」(明治元年分)一冊がある。⁽⁶⁾参考のために「史料6」として「文久二戌年飛騨国御物成米納払明細帳」の全文を掲げた。⁽⁷⁾

また伊豆韭山代官江川家文書の中にも、「伊豆国・駿河国御物成米金納払大積明細帳」が合計三十三冊(伊豆国十八冊・駿河国十五冊、いずれも嘉永五年より明治元年まで)がある。

以上ではほぼ明らかのように、納払明細帳は年貢割付のうち、年貢その他の取立米金および村方渡米金の額が確定した

時点で年貢皆済の前に勘定所に提出する帳簿である。これによって幕府御蔵・御金蔵へ収納される米金の員数がほど確定し、幕府収支の予算が立てられることになるのではあるまいか。納払大積明細帳という名がこれを示しているように思える。恐らくはこれの員数を全幕領集計し、予定支出項目金米額を記したものが、「御遣方大積書付」⁽⁸⁾になったものと考えたい。

ともかく、納払明細帳提出後皆済になると前述の勤方帳が作帳され、また納払の納札・証文合わせが行なわれ、勘定帳が仕上げられるのである。

註

(1) 『地方凡例録』下巻、七〇ページ。

(2) 同右、七〇・八〇ページ。『勤要集』『御勘定所定出役心得留』。

(3) 『勤要集』。なお八寸紙には那須・信濃等があり、ほど美濃紙大である。

(4) 『牧民金鑑』上巻、一六一ページ。

(5) 『勤要集』。

(6) 岐阜県立図書館『郷土資料目録』第一集、飛騨郡代高山陣屋文書、同第四集・明治期岐阜県庁事務文書その二、による。

(7) 『岐阜県史』史料編近世三、一三一―一八ページ所収。

(8) 拙稿「享保改革期の幕府勘定所史料大河内家記録」『同(4)』(『史学雑誌』八〇編一・三三号)参照。

〔史料6〕 飛騨郡代所文久二戊年飛騨国御物成米糶永納払大積明細帳 (岐阜県立図書館所蔵飛騨郡代官山陣屋文書)

(表紙)

〔文久二戊年 仕組 土屋勘左衛門 改 田近方次郎〕

〔評〕 飛騨国御物成米糶永納払大積明細帳

高五万六千六百七拾三石壹斗六升四合 飛騨国

内高式拾四石六斗壹升 当戊御高入新田

一米貳万四千百六拾石八斗三升七合 本途見取

内米貳拾石四斗六升貳合 見取

一米四石七斗三升七合 水車運上

内

| | |
|-----------|----------|
| 米五升壹合 | 卯子迄拾ケ年季 |
| 米七升九合 | 辰丑迄拾ケ年季 |
| 米七升九合 | 巳寅迄拾ケ年季 |
| 米壹斗貳升四合 | 午卯迄拾ケ年季 |
| 米六升五合 | 辰戌迄七ケ年季 |
| 米六升五合 | 巳亥迄七ケ年季 |
| 米貳石四斗三升三合 | 午戌迄五ケ年季 |
| 米六升五合 | 未戌迄拾ケ年季 |
| 米壹斗四升貳合 | 未亥迄五ケ年季 |
| 米三斗壹升五合 | 申巳迄拾ケ年季 |
| 米七斗五升七合 | 申寅迄七ケ年季 |
| 米七升六合 | 酉午迄拾ケ年季 |
| 米壹斗八升三合 | 酉卯迄七ケ年季 |
| 米壹斗五升貳合 | 酉丑迄五ケ年季 |
| 米壹斗五升壹合 | 当戌未迄拾ケ年季 |

〔朱書 以下同断〕
〔内米五合 去西増〕

挽白車運上

| | |
|-------|---------|
| 米五升貳合 | 午卯迄拾ケ年季 |
| 米九升八合 | 辰戌迄七ケ年季 |
| 米九升六合 | 巳亥迄七ケ年季 |
| 米四升九合 | 午卯迄七ケ年季 |

| | |
|---------------------------------|---------------------|
| 米貳斗九升貳合 | 申巳迄拾ケ年季 |
| 米壹斗八升九合 | 酉午迄拾ケ年季 |
| 米三斗七升九合 | 当戌未迄拾ケ年季 |
| 〔内米壹升六合 去西増〕 | |
| 〔新規〕 | |
| 米四升六合 | 当戌未迄拾ケ年季 |
| 〔去西皆増〕 | |
| 掛米貳方四千六百六拾六石七斗七升五合 但米壹石二付口米三升つゝ | |
| 一 米七百貳拾五石三合 | 口 米 |
| 一 永百拾六貫六百三拾四文貳分壹厘 | 小 物 成 |
| 一 永四拾七貫三百貳拾五文 | 獵師鉄砲役 |
| 〔外永貳百貳拾五文 去西減〕 | |
| 一 永四拾貫七百三拾九文五分 | 酒造冥加永 |
| 一 永壹貫五百八拾五文 | 鮎川運上 |
| 一 永百三拾七文 | 未八月より七月迄中五ケ年季 右 同 断 |
| 一 永壹貫百五拾八文 | 巳亥迄七ケ年季 温 泉 運 上 |
| 一 永五百五拾文 | 未亥迄五ケ年季 鱒川運上 |
| 一 永貳貫七百文 | 紺屋冥加永 |
| 一 永百五文 | 丑卯迄拾五ケ年季 油絞冥加永 |
| 一 永四貫百七拾四文 | 午卯申迄拾五ケ年季 右 同 断 |
| 一 永六貫五拾五文 | 申戌迄三ケ年季 銅銀山問掘冥加永 |
| 一 永拾九貫六百九拾六文 | 当戌未迄三ケ年季 右 同 断 |

一永貳貫五百貳拾文

酉々午迄拾ヶ年季

鉛山問掘冥加永

新規
一永七百五拾文

当戌々子迄三ヶ年季

金山問掘冥加永

「去酉皆増」

一永壹貫六拾文

当戌々ヶ年季

鉛山問掘冥加永

「内永六拾文 去酉増」

掛永貳百四拾五貫三百六拾八文七分壹厘

但永壹貫文ニ付口永三拾文ツ、

一永七貫三百六拾壹文壹分

御伝馬宿入用

一米三拾四石四合

「内米壹升五合 去酉増」

一米百拾三石三斗四升六合

六尺給米

「内米四升九合 去酉増」

一永百四拾壹貫六百八拾貳文九分

御藏前入用

「永六拾壹文五分 去酉増」

一永百七拾三貫貳百拾九文六分

白木運上

一永拾貫五百貳拾文六分

右口木代

一永千五百五拾六貫九百六拾九文八分

諸口役

一永貳千貳百八拾五貫三百七拾六文三分

山方買請米

此米三千四百石

但 西高山藏直段金壹兩ニ付
米壹石四斗八升七合七勺貳才

一糶三千石

御 囲 糶

此米千五百石

但 五合摺

一糶三拾六石三斗五升七合

但 五合摺 貯夫食廿分一御下穀

此米拾八石壹斗七升八合五勺

但 五合摺

一米千四百拾六石四斗四升八合

置 居 米

一永九貫文

置 居 米

一永八貫四百三拾七文五分

過料錢御私代

一永四貫七百三拾七文

取上木御私代

一永九百七拾文壹分

取上物御私代

「高永貳千貳百五拾三貫四百九拾五文七分

申々寅迄七ヶ年賦

内永千六拾六貫七百六拾三文四分 申酉貳ヶ年納濟

一永千八百八拾六貫七百三拾貳文三分

当戌々寅迄五ヶ年賦

「高永三百八拾三貫八百九拾貳文九分 申々寅迄七ヶ年賦

内永百九貫六百八拾三文六分 申酉貳ヶ年納濟

一永貳百七拾四貫貳百九文三分

右同年賦

米貳万六千四百五拾五石五斗七升六合

糶三千三拾六石三斗五升七合

此米千五百拾八石壹斗七升八合五勺

永五千九百四貫五百八拾五文貳分壹厘

此 取

米壹万九千三百五拾八石八斗三升七合

此代永壹万貳千九百三拾貫四拾三文四分

内

米壹万八千百貳拾三石六斗九升六合

高 山 藏

本途石代
見取

此代永壹万貳千百拾七貫百拾九文

但 金壹兩二付
米壹石四斗九升五合七勺壹才

米百四石七斗七升

此代永七拾貫四拾七文

但 金壹兩二付
米壹石四斗九升五合七勺壹才
在 蔵

米八石五斗七升六合

米千貳百三拾五石壹斗四升壹合

但 金壹兩二付
米壹石五斗壹升九合三勺八才

此代永五貫六百四拾四文四分

但 金壹兩二付
米壹石五斗壹升九合三勺八才
置 居 米 石 代

米四石七斗三升七合

此代永三貫百六拾七文壹分

但 金壹兩二付
米壹石四斗九升五合七勺壹才

米七百九拾八石八斗四升貳合五勺

但 金壹兩二付
米壹石四斗九升五合七勺壹才

米壹石貳斗壹合

此代永八百三文

挽 白 車 運 上
但 右 同 直 段

小 以 米 貳 万 千 三 拾 五 石 九 斗 七 升 五 勺
此代永壹万四千百拾三貫三百六拾八文四分

米七百貳拾五石三合

此代永五百四拾六貫八百六拾六文七分

口 米 石 代
但 右 同 直 段

差 引
米五千四百拾九石六斗五合五勺

粗三千三拾六石三斗五升七合

永貳万拾七貫九百五拾三文六分壹厘

右 渡 方

御 田 粗

米三拾四石四合

此代永貳拾貳貫七百七文六分

御 伝 馬 宿 入 用 米 石 代

粗三千石

御 田 粗

内

米三拾壹石四斗三升壹合

此代永貳拾壹貫拾四文壹分

高 山 蔵
但 金壹兩二付
米壹石四斗九升五合七勺壹才

此米千五百石

貯 穀 廿 分 一 御 下 穀

米貳石五斗七升三合

此代永壹貫六百九拾三文五分

在 蔵
但 金壹兩二付
米壹石五斗壹升九合三勺八才

此米拾八石壹斗七升八合五勺

山 方 買 請 米

米百拾三石三斗四升六合

此代永七拾五貫六百九拾壹文四分

六 尺 給 米 石 代

米拾壹石壹斗五升三合

新 田 十 分 一 米

内

米拾石貳斗八升七合

豊 田 藤 之 進 分

米八斗六升六合

〔置米渡〕
米六百拾貳石六斗四升

此 訳

米三百四拾石

此俵八百五拾俵

米百九拾五石八斗四升

米貳拾三石四升

米貳拾六石八斗八升

米拾五石三斗六升

米拾壹石五斗貳升

内

米七石六斗八升

米三石八斗四升

〔置米渡〕
米三石七升五合五勺

〔同〕
米壹石八斗九升

〔同大樽米四千八百貳石〕
米千三百九拾石八斗四升七合

私〔倉田願興〕 分

他役人其外御給
扶持米渡

三拾四人御給米

但 屯人四斗八式拾五俵つゝ

三拾四人御扶持方

但 屯人三人扶持

頭取六人役料
御扶持方

但 屯人貳人扶持

見習七人御扶持方

但 右同断

口留番所四ヶ所百姓
定番四人御扶持方

但 右同断

御藏番四人御扶持方

永九貫文

内

永六貫文 高山御藏番貳人屯人永三貫文宛

永三貫文 古川御藏番貳人屯人永壹貫五百文宛

永九貫文

永九百四拾九貫三百八拾五文八分

永貳百拾九貫三百六拾七文五分

永貳百六拾七貫百八拾七文五分

米五千四百拾九石六斗五合五勺

粳三千三拾六石三斗五升七合

小以 此米千五百拾八石壹斗七升八合五勺

永千四百五拾三貫九百四拾文八分

納合永壹万八千五百六拾四貫拾貳文八分壹厘

内

永壹万五千七百六拾五貫五百九文七分

永貳千七百九拾八貫五百三文壹分壹厘 本途見取

外永拾五貫四百七拾文壹厘 包 歩 銀

酒造米高三百八拾石

此冥加永貳貫八百五拾文

但 米百石ニ付永七百五拾文

内米百九拾石

半高減石之分

御藏番御給永

置 米

亥ノ實迄四ヶ年賦
午御年實石代間金
年賦上納殘

右同 年賦
山方村々午買請米
右同断

八十歳以上之もの
江御手当被下銭

此冥加永尅貫四百貳拾五文

殘米百九拾石

一永尅貫四百貳拾五文

外

地方不組返納物

一金四拾五兩壹分永貳百文

一金七拾七兩壹分永貳拾五文

合金百貳拾貳兩貳分永貳百貳拾五文

米尅石尅斗六升九合

内 此代銀五拾七匁分九毛

米四石貳斗三升六合

此代永三貫八拾貳文貳分

是者近江伊勢国村と酒造米高貳千五百六拾石四斗之冥加米書面之通同国三分一直段を以石代金納之積御下知相濟去、卯年分取立如斯

江州

卯三分一直段米尅石三付銀四拾八匁八分五厘三毛

勢州

卯三分一直段金尅兩三付米尅石三斗七升四合三夕三才

(未完、以下次号)

〔前号正誤〕

三二二頁下段「草永」と「酒造冥加銀」との間左記脱落

一永三貫九百七拾尅文

新開地代永

是者伊勢国三重郡六呂見村外三ヶ村地先開発反別四拾七町六反五畝步尅反ニ付永百文此地代永四拾七貫六百五拾文酉々申迄拾貳ヶ年歛下年季中ニ割合尅ヶ年永三貫九百七拾尅文宛末年者永三貫九百六拾九文上納之積御下知相濟去、卯年分取立如斯

一米五石四斗五合

酒造冥加米石代

三二八頁上段

誤 一高尅万貳千貳百六拾七石八斗尅升四合七夕

正 一高尅万貳千貳百六拾七石貳斗尅升四合七夕

三二六頁下段

誤 金六百拾七兩三分永拾貳文尅分七厘

正 金六百六拾七兩三分永拾貳文尅分七厘

三二七頁上段

誤 銀百八拾三貫五百拾九匁

正 銀百八拾三貫五百九拾九匁

